

第2版

グループホームの 防火対策 Q&A

～現場からの疑問に答えます!～

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)
「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」

分担研究班「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」(防災ユニット班)

日本グループホーム学会事務局(白梅学園大学堀江まゆみ研究室内)

連絡先: ☎187-8570 小平市小川町1-830 白梅学園大学

Fax042-344-1889

E-Mail: info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp

本冊子の問い合わせは防災ユニット専用アドレス

info-bosai-gh@shiraume.ac.jp

http://www.gh-gakkai.com/index.html

ごあいさつ

本冊子は、グループホーム運営の現場が抱える疑問や課題に対して、本学会の研究班「防災ユニット」が検討し、答えをまとめたものです。全国の障害福祉関係、消防・防災関係機関に1万2000部お送りしています。

今後、2009年4月に向けた消防法施行令の改正など、これから明らかになることもあります。

最新の情報は、本学会ホームページにて順次掲載していきますのでご利用下さい。

なお、本冊子の問い合わせは、防災ユニット専用アドレス info-bosai-gh@shiraume.ac.jp お願いします。

www.gh-gakkai.com



グループホーム 障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会

はじめに

2006年1月の長崎県大村市の認知章高齢者グループホーム「やすらぎの里」の大惨事を受けて消防法施行令が改正され、2009年4月から実施となります。2008年6月の神奈川県綾瀬市の障害者グループホーム「ハイムひまわり」の火災はまだ記憶に新しいところですが、グループホーム学会では、この火災の後、グループホーム関係者、建築関係者、防災関係者、行政関係者等が集まって防災ユニットを立ち上げました。

グループホームの火災で命を失った入居者の方々に私たちができることは、これらの火災を教訓として生かし、二度とグループホームでこのような惨事を起こさないための取り組みを続けていくことだと考えてきました。

しかし、多くのグループホーム関係者には正しい知識や情報が届いてない状況にあり、消防法施行令改正にどう対応しているのかわからず混乱していること、また、多くの福祉部局の担当者や消防関係の担当者、建築行政の担当者も、お互いのことをよく理解できていない状況にあり、グループホームの混乱は続いています。

平成20年12月8日の説明会で配布した「グループホームの防火対策（暫定版）」を改訂し新しい情報も一部追加して、「グループホームの防火対策 Q&A（第2版）～現場からの質問～」を作成いたしました。

ここに書かれている内容ではっきりしてきたこともありますが、まだ検討中であったり、不明確な箇所もありますが、とにかく、今わかっていることと、現時点では未解決でこの先検討していく必要があること等を整理するという意味で、第2版として作成しました。さらに今後の新しい情報は、グループホーム学会のホームページにてお知らせしますので、こちらをあわせて見ていただければと思います。

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

これらの取り組みを通して、消防法施行令改正に振り回されるのではなく、本来の重要課題である「グループホームの防火について何をしていけばいいのか」ということを考えていただければと思います。

なお、グループホーム学会としては、今後、①入居者に火災から身を守ることを伝える方法、②消防関係者に障害者のことを理解していただく取り組み、③グループホームを設置する前に防火について相談できる窓口を設け、運営者への事前研修をおこなう等の取り組み等を進めることが必要と考えています。

2009年1月

目次

① 入居者を火災から守るための備え	6
Q1-1 グループホームの防火について、どう考えればいいのでしょうか。	6
Q1-2 グループホームを火災から守るためには、どのような備えが必要でしょうか。	6
Q1-3 知的障害のある人たちの避難訓練で注意すべきことはありますか。	6
Q1-4 過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。	6
Q1-5 喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。	7
Q1-6 様々な障害がある人でも安全に避難できるノウハウを教えてください。	7
Q1-7 援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等 はありますか。	7
Q1-8 グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。	8
Q1-9 建築基準法および消防法でいう用途というのはそれぞれどのようなものですか。	9
Q1-10 建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはならないのですか。	9
Q1-11 グループホームは建築基準法上の用途変更（共同住宅・寄宿舍）も必要ですか。	9
② 建築基準法について	10
Q2-1 寄宿舍や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。	10
Q2-2 一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメ なののでしょうか。寄宿舍や共同住宅として用途の変更が必要になるのですか。	10
Q2-3 耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどのような建物なのでしょうか。耐火構造、準耐 火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。	10
Q2-4 不燃材料とはどのようなものをいうのでしょうか.....	10
Q2-5 現実的な改修方法はあるのでしょうか.....	11
Q2-6 条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行かなくなる のではないのでしょうか。	11
③ 消防法について	13
Q3-1 消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。	13
Q3-2 防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。	13
Q3-3 複合用途とはどのような状況をあらわしている言葉なのですか。	13
Q3-4 消防用設備とは、どのようなものをいうのですか。	14
Q3-5 消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。	14
Q3-6 法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。	14
Q3-7 義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。	14

Q3-8	消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうしておけば、作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。	15
Q3-9	消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。	15
Q3-10	建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。	15
Q3-11	防火管理者の役割について教えてください。	16
Q3-12	マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるのでしょうか。	17
Q3-13	現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態をグループホーム事業として援助している場合でも、「住宅」ではなく「社会福祉施設」にみなされますか。	17

4 消防設備について

(1)	消火器.....	18
Q4-1	消火器について教えてください。	18
Q4-2	消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。	18
Q4-3	知的障害者でも使える消火器はないのでしょうか。	19
Q4-4	非力な者にとって消火器を片手で操作するのは重すぎますが、軽いものはないのでしょうか。	19
Q4-5	消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。	19
(2)	誘導灯.....	19
Q4-6	誘導灯というのはどういうものなのでしょうか。	19
Q4-7	誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。	20
Q4-8	誘導灯以外のもので対応することはできないのでしょうか。	20
Q4-9	なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも「誘導灯」や「非常誘導標識」が必要とされるのでしょうか。	20
Q4-10	「誘導灯」と「誘導標識」の違いを教えてください。「誘導標識」はどのような場合に使用されるのでしょうか。	20
(3)	防災物品.....	20
Q4-11	防災物品とは、どのようなものを言うのですか。	20
Q4-12	防災物品や難燃製品は、どう見分けるのですか。	21
Q4-13	防災物品はどのような場合に義務づけられるのですか。	21
Q4-14	防災物品の導入にはどのような効果があるのですか。	21
Q4-15	カーペットの防災化は効果がありますか。	21
Q4-16	カーテンの防災化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防災化の方が重要なのではないですか。	21
Q4-17	木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないのでしょうか。	21
Q4-18	防災製品とクリーニング店などで防災処理したものとの防災効果に違いはないのですか。	22

Q4-19	防災製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。	22
Q4-20	防災製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増すのですか。 .	22
	(4) 自動火災報知設備(自火報)について	22
Q4-21	自動火災報知設備というのはどのようなものなのですか。	22
Q4-22	自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのですか。	23
Q4-23	住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどんな点ですか。	23
Q4-24	検討中の簡易型の自動火災報知設備とはどのようなものですか。	24
Q4-25	自動火災報知設備(自火報)の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのですか。	24
Q4-26	自動火災報知設備(自火報)の代わりにの簡易型のもは、有線式・無線式どちらも大丈夫なのですか。	24
Q4-27	自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。	24
Q4-28	火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の家につけさせてもらえば、近隣から早く救助に来てもらえるのではないですか。	25
Q4-29	知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。	25
	(5) 火災通報装置について	25
Q4-30	火災通報装置というのは、どのようなものなのですか。	25
Q4-31	火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのですか。	25
Q4-32	火災通報装置(火通)の代わりに、自動火災報知設備(自火報)や簡易型自動火災報知設備の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのですか。	26
Q4-33	火災通報装置(火通)の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいですか。	26
Q4-34	火災通報装置(火通)の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でもよいのでしょうか。	26
	(6) スプリンクラーについて	27
Q4-35	一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。	27
Q4-36	住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。	27
Q4-37	「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。 .	27
Q4-38	一般用と特定型のスプリンクラー設備の設置義務について教えてください。	28
Q4-39	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、必要水圧が確保できないのはどんな場合ですか。	28
Q4-40	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(スプリンクラーの性能が落ちる)時はどうなるのでしょうか。 どうやってそのことを知らせてくれるのですか。	29
Q4-41	水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。	29
Q4-42	寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのですか。	29
Q4-43	湿式と乾式の違いは何ですか。	30
Q4-44	スプリンクラーが誤作動して建物(部屋)が水浸しになったりしませんか。 その場合、その後の建物(部屋)の水損は、拭けば済むような状態なのですか。	30

Q4-45	地震の揺れなどで間違っ て放水し水浸しにならない のですか。	30
Q4-46	住宅用スプリンクラーによる 消火効果のビデオを見まし た。きちんと火が消えていま せんでしたが、本当に役に立 つのでしょうか。	31
Q4-47	スプリンクラーは火が燃えて いるところ（部屋）だけで作 動するのですか。	31
Q4-48	個人住宅を活用したグルー プホームでも、消防法改正に よる用途区分変更に伴い、建 物の火災保険契約も事業用物 件への変更が必要ですか？	31
Q4-49	保険契約の判断を誤り、一 般物件として加入すべきと ころを住宅物件のまま、万 一火災や事故が発生した場 合、保険金は支払われるの でしょうか？	31
Q4-50	消防法改正に伴い設置を義 務付けられたスプリンクラー の誤操作（誤って、スプリン クラーヘッドに物をぶつけた ETC.）で、建物・家財に水 濡れ損害が発生した時は火 災保険の支払い対象になり ますか。	32
Q4-51	スプリンクラー設置免除の 特例を分かりやすく整理で きませんか。	33

5 設備費助成について

Q5-1	障害者グループホーム、ケ アホームについて、消防法 施行令改正にともなって義 務化される消防設備にかか る費用の国の補助制度はあ るのでしょうか。あるとし たらどのようなものがある か教えてください。	41
Q5-2	障害者グループホームの消 防設備の国の補助制度は誰 が申請し、受給できるの でしょうか。大家さんが設 備を設置する場合でも助成 されますか。	41
Q5-3	国の補助制度は、6 項（ハ） では義務化されていない消 防設備であっても、助成対 象となるのでしょうか。	42
Q5-4	自治体によっては、建築基 準法上「専用住宅」から「共 同住宅」もしくは「寄宿舍」 への用途変更を求めています。 用途変更とそれに伴う改修 を求められた場合、改修に かかる費用は助成される のですか。	42

6 建物契約・改修等をめぐる問題について

Q6-1	設備設置後に賃貸契約を 解約した場合、現状回復費 用の国の補助はありますか。	42
Q6-2	法改正が新規入居や既存の ホームの追い出しを巡るト ラブルに発展しないか心配 です。	42

7 その他

Q7-1	福祉分野で地域の住まいと されているグループホーム を今さら施設と呼ぶのは納 得がいきません。	43
Q7-2	住宅用火災警報器の普及を なぜ米国並みにもっと強 力に推進しないのですか。	43

【参考資料】消防法改正前後における消防用設備等設置規定の比較

表 1	現行の消防法施行令別表第 一（6）項口から改正後の （6）項口へ変更の場合	44
表 2	現行の消防法施行令別表第 一（5）項口から改正後の （6）項ハへ変更の場合	45
表 3	消防法施行令別表第 1（現 行）	46
表 4	改正消防法施行令別表第 1 （平成 19 年 6 月 13 日公 布、平成 21 年 4 月 1 日施 行）	46

Ⅲ 入居者を火災から守るための備え

Q1-1 グループホームの防火について、どう考えればいいでしょうか。

一般に住まいとは人が生活し、就寝するための建物であり、グループホームについても通常の住宅に求められる防火対策の基本、すなわち①出火、②延焼拡大（火煙の鎮圧と区画）、③避難の各段階における防止対策を講じることが防火の原則です。その上でグループホーム入居者の特性（判断能力や行動能力などの危機対応能力）をふまえた対策とする必要があります。

[■建築関係者]

Q1-2 グループホームを火災から守るためには、どのような備えが必要でしょうか。

出火、延焼、避難の3つの防火対策に対しては、空間環境、消防設備、防火管理という3つの観点で備えることが原則となります。

出火防止は火気管理が基本ですが、そのためには生活空間の整理整頓や、調理や喫煙など火気を扱う空間のそばに紙や布巾など燃えやすい物を安易に吊るしたり放置しない、あるいは他のゾーンと分離しておくこと。調理や喫煙は常に出火原因の上位なので、エネルギー源の電化や調理器具の見直し、寝タバコ（特に、飲酒後の寝タバコは危険）をしない生活習慣を身に付けることも出火防止に重要です。

延焼防止には消火・排煙により炎上した火災を抑制する方法と、部屋のゾーンごとに石膏ボード等の燃えない壁で隙間なく区画する方法があります。前者が消防設備対策、後者は空間環境対策と考えることができます。これら延焼防止対策によって、居室内で発生した火災が他のゾーンに広がることを一定時間抑止することができます。延焼への備えは、万が一うまく延焼防止できずに燃え広がった場合でも、出火に気づいて避難を終えるまでの余裕時間を増やす意義があります。

避難対策では、早期覚知・早期誘導と共に、人間の行動原則に合致した計画が必要です。自動火災報知器（警報機）の設置や二方向避難の原則は特に有効です。小規模な建物で階段が1つしかない場合、上層階でもバルコニーや避難器具があればいざというときに脱出でき、逃げ遅れによる被害を軽減させます。一連の火災対応を援助する世話人の人数や配置の多寡は、自力で対応が困難な障害者が生活する場では重要でしょう。

[■建築関係者]

Q1-3 知的障害のある人たちの避難訓練で注意すべきことはありますか。

「訓練どおりに行動する」、という過度の適応の結果、避難訓練後「解散して部屋に戻る」という日常行為と訓練の区別がつかず、火災時に避難誘導後またトコトコと部屋に戻ってしまう人が出てきます。訓練が終われば近くの公園に行ってしまう等、「避難した後は安易に部屋に戻らない」事を認識してもらう訓練上の工夫も必要です。

建物の屋外に避難した場合、避難者が建物内に戻る世話人に付いて行かないよう工事用の三角コーンとバーやトラロープ等で囲って、待機場所をわかりやすく指定するといった工夫をしているところもあります。

[■建築関係者]

Q1-4 過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。

緊張して動かなくなる。興奮して他人の言うこと（避難指示）を聞かなくなる。物に執着して火災の中を構わずに部屋へ取りに戻ってしまう。睡眠薬を服用していると、寝ぼけてしまう、声をかけても起きないなど。通常の人にも見られる行動で、知的障害者だけに特有だとは言いきれませんが、過去の事例ではこういった報告がされています。

[■建築関係者]

Q1-5 喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。

個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。

[■消防庁パブコメより]

ソフト面：入居者への教育（繰り返し）、職員による巡回や引率、灰皿の交換や水張り、可燃物等の撤去、喫煙時間の固定化

ハード面：喫煙場所等の固定化、喫煙場所内の不燃化

[■行政関係者]

夜間に、お酒を飲んで、寝床でタバコを吸うのは、最も危険ですので、やめましょう

[■建築関係者]

特効薬になる対策はないと思います。

よく「喫煙の場所を限定している」や「喫煙を禁止している」という話を聞きますが、力で押さえる方法は、隠れてやることを助長するおそれもあります。喫煙場所として、無理のない場所を用意できるグループホームなら良いですが、居室以外で喫煙場所を設けることが難しいホームも多いでしょう。寒い冬にベランダや外で吸う事を約束したとしても、それをきちんと守る事は困難でしょう。

欠かせない対策は、入居者自身に火災とタバコのつながりとその事の重大さを分かってもらうこと。グループホームが燃えたら、その後どのような事態が起こるのか（一緒に暮らしている人、生活の場がなくなったらどうなるのか）をいつも一緒に話し合っておける関係と、理解できるように伝える伝え方の工夫ではないかと思えます。

一方、部屋で吸ったとしても火災に至らないように部屋を整えることも大変重要な対策だと思えます。（例えば、ベッドの上で吸うような事がおきないように部屋の家具等の配置を考える、どのような時間にタバコを吸うか等を聞き取り、動きと座る場所の配置等を考える、燃えない素材を整える等々）

特に就前薬を飲んでいる場合は、部屋をきちんと整えておくとともに、火災を覚知し避難できる設備を設置するなど態勢を整えておくことが重要と思われれます。

[■福祉関係者]

Q1-6 様々な障害がある人でも安全に避難できるノウハウを教えてください。

障害がある人の避難ノウハウを考えるには、様々な障害が出火、延焼、避難の各場面でどのように関係するかを知る必要があります。

障害により視聴覚が不自由であったり動作の巧緻性が低下したりしていると火災の発見や初期消火に失敗する確率が上がるので、代わりとなる自動火災報知設備や自動消火システムの導入が有効と考えられます。

判断能力や行動能力に障害があると円滑な避難が期待できませんので、避難介助できる人を配置するなどの支援体制の充実も求められます。

火災時の人間行動には日ごろの常識では説明がつかない特異な行動も見られるため、多くの火災事例からこうした傾向を読み取ることも必要でしょう。

[■建築関係者]

可搬型（介助型）階段昇降機の例



Q1-7 援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等がありますか。

一般的には車いす、ストレッチャー、担架などの搬送器具があります。ただ、こういった器具は水平方向の移動には効果があっても、

上下方向の移動時には抱える必要が生じたり、階段を通れなかったりします。そのため、介助者に体力があれば「一人で背負う」「二人で腕を組んで抱える」方が有効なケースも多いものと思われます。

車椅子を載せて階段を下りたり、回転式滑り台を用いて搬送する器具などが開発されており、病院や特別養護老人ホームで採用されるケースがあります。また、手近にある「毛布」に着目して簡単な肩掛けバンドを付けて床を滑らせて運ぶ方法も消防局等で考案されています。いずれも介助者の習熟が必要となります。

[■建築関係者]

Q1-8 グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。

代表的なものとして「消防法」と「建築基準法」「都市計画法」の3つの法律があります。

①消防法

目的:「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの防火に関連するところでは火災の予防、早期の覚知、消火、避難、救助等に関して建物の整備すべき事項が定められています。具体的には、防火管理者の選任や、消防計画の作成、消防用設備の設置などとなります。

②建築基準法

目的:「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの用途は、寄宿舍（キッチン、トイレや浴室等の住宅設備を共用する、一定規模以上の住まいの場合）か、共同住宅（玄関、廊下、階段は共用だが、一つの建物に住宅設備を専用に備える独立した複数住戸がある場合）と、みなされるケースが予想されます。防火に関しては、出火防止、延焼防止、避難等に関連して建物の作り方が定められ、用途分類ごとに規制内容があります。このように建物単位ごとに規制する事項を、「単体規定」と呼びます。

一方「集団規定」として【都市計画法】で定める地域地区ごとに建ててもよい建物の「用途」と「形態」を決めています。一般の専用住宅は建てることができても、寄宿舍や共同住宅の用途は建てることを制限される地域・地区がありますが、特に、地区計画制度で良好な環境を守るため、ワンルームマンション等を制限する目的で用途や形態を詳細に定めているケースでは、立地に影響が予想されます。

③都市計画法

都市計画法の「開発許可制度の見直しに係る改正」が施行されたことに伴い、従来は市街地調整区域で病院、福祉施設の建設に制約はありませんでしたが、平成19年11月30日以降に建設する場合、開発許可が必要となりました。ところで、障害者ケアホーム、グループホームや認知症グループホームを建設する際の建築基準法の「集団規定」において、消防法の用途区分を準用してグループホームを「福祉施設」として扱う自治体もあるため、開発許可が必要と判断、指導されるケースもあるようです。周辺住民と協議の上、地区計画で建設を認めてもらえば問題ありませんが、残念ながら社会福祉系の建物を迷惑施設と考える住民もおられるため、誤解を受けて建設反対運動の標的になってしまうと建設できませんし、地区計画が定められていない場所では地区計画を作るための手続きにより開設が大幅に遅れることも考えられます。

[■建築関係者]

Q1-9 建築基準法および消防法でいう用途というのはそれぞれどのようなものですか。

建築基準法では用途に応じて、建物のつくりや建設できる場所にきまりごとや制限を設けています。代表的用途分類は建築基準法別表第1と別表第2です。

消防法では建物を「防火対象物」(Q3-1)という位置づけで、用途に応じて消防法施行令別表第1において分類しています。その分類に応じてQ1-8で述べたような事項を整備することになっています。

[■建築関係者]

Q1-10 建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはいけないのですか。

一般的には一致することも多いですが、制定の趣旨が異なる法律なので、必ずしも一致するとは限りません。グループホームの場合、消防法上は規制が強化されて「特定防火対象物」(Q3-2)である社会福祉施設と同等の安全性が要求されることになりましたが、建築基準法上の用途分類と一致する必要はないと思われます。

建築基準法の規定は建築基準法上の用途が適用され、消防法の規定は消防法上の用途が適用されます。

[■建築関係者]

Q1-11 グループホームは建築基準法上の用途変更(共同住宅・寄宿舍)も必要ですか。

個々のグループホームの建築基準法の適用については、建築基準法の執行を担っている特定行政庁(市や都道府県の建築指導部局)が判断しています。

建築基準法の執行については、各自治体が実施することになっており、例えば、用途変更が必要かどうかについても実態に即して個別に各自治体において判断することになっています。

[■行政関係者]

新しく建設される建物を対象としては、長崎県大村市のやすらぎの里の火災を契機に、「日本建築行政会議(下記注)」において「グループホーム」の用途上の取り扱いが検討されていますが、認知症高齢者グループホームを念頭においているため、同じグループホームでも状況が違う障害者グループホームやケホームとの違いが十分に認識されていないように思われます。

一般にグループホームは住宅の類であるとされつつも、廊下・階段等の共用部分を持ち、各住戸が独立する場合には共同住宅、住宅設備も共用し部屋数が多い場合は寄宿舍として取り扱うケースが多いようです。

現状では、今あるグループホームについては、用途変更を必要としないが、これから新築・増改築する場合、新たにグループホームを設置する場合は用途変更を必要としている自治体もあります。特に既存の住宅を使用した小規模なものが多い障害者のグループホームについては、「住宅」から「寄宿舍」への用途変更を指摘されても建築基準法に定められた区画等の要件を満たすことが困難であり、グループホームの設置・存続に大きな影響を与えることになりかねませんので、障害者が住まいを失うことがおきないように、その対応は慎重におこなってほしいと思います。

注：行政や指定確認検査機関で建築確認に携わる建築主事の業務を支援するために、法令解説書の発行や、判断が分かれる問題への質疑応答などの情報提供を行っている組織

[■福祉関係者]

② 建築基準法について

Q2-1 寄宿舍や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。

建築基準法において、専用住宅と共同住宅（下宿、寄宿舍、長屋を含む）の区分けの基準は、「玄関が一つか、二つ以上か」「台所が共用か、各室にあるか」という生活の独立性の証左としての空間上の形態の違いが主な判断点です。

「家族のみ」あるいは「家族でない人が住んでいるか」という居住者間の血縁関係の違いにまで立ち入って判断することはありません。

[■建築関係者]

Q2-2 一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメなのでしょうか。寄宿舍や共同住宅として用途の変更が必要になるのでしょうか。

Q1-11 にあるように、建築基準法の執行を担っているのは特定行政庁です。特定行政庁が寄宿舍あるいは共同住宅と判断すれば、規模にもよりますが、用途変更の手続きと法令に基づく整備が必要となります。しかし、グループホームについては、建築基準法上の規定はされておられません。日本建築行政会議では、認知症高齢者グループホームの取り扱いについて検討しているところであり、「部屋数が多い場合は寄宿舍、また各住戸が独立している場合は、共同住宅」との解釈をしているようです。

[■建築関係者]

Q2-3 耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどういう建物なのでしょうか。耐火構造、準耐火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。

耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を準耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物には上記の他、外壁を耐火構造とし、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものや、主要構造部を不燃材料とし、外壁の延焼の恐れのある部分を防火構造、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものなどもあります。

耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（1時間～2時間）、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって求められている時間や性能に違いはあります）

準耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（45分）、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって時間や性能に違いはあります）

[■建築関係者]

Q2-4 不燃材料とはどういうものをいうのでしょうか

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱時間 20 分間、以下の 3 つの項目を満たす建築材

料のことを不燃材料といいます。

- ① 燃焼しない
- ② 大きな変形やき裂などを生じない
- ③ 避難を妨げる有毒ガスや煙を発生しない

一般には、石・ガラス・コンクリートなどの材料が不燃材料に含まれます。

[■建築関係者]

Q2-5 現実的な改修方法はあるのでしょうか

用途変更となれば、現在の法令・条例を満足することが必要となりますので、対応が出来ないとなれば用途変更はできません。つまり特定行政庁から求められた改修ができなければグループホームとして引き続いて利用することができなくなります。

[■建築関係者]

Q2-6 条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行

かなくなるのではないのでしょうか。

既存の住宅を利用してグループホームを既に運営しているケースは、もし開設時に特定行政庁の建築確認と検査済証を受けていれば、その後に法的な取り扱いが変更されたとしても「既存不適格」な建物としてそのまま運営を継続できますので、開設済みのグループホームの運営に支障が出ることはないと考えて良いでしょう。しかし多くの住宅建物では新築時に検査済証を受けないまま使用しているケースが多いので、最終検査が終わっていないことを理由に、現時点での用途判断の適用を迫られることも考えに入れて行政判断を仰ぐ必要があります。

しかし、既存住宅を活用して新たにグループホームを開設する際の建築基準法上の取り扱いは、自治体によって異なります。グループホームをすべて「寄宿舍」「共同住宅」として取り扱っている場合には、建築基準法による住宅から寄宿舍・共同住宅への「用途変更」のための確認申請手続きを行い、新用途の規定に適合する為の改修・整備が必要となります。当然、既存家屋を増築したり、内・外部の構造に関わる大規模な模様替えを行う場合にも、確認申請が必要となります。

用途変更に伴い、必要となる改修・整備の内容については、敷地や道路の状況、既存家屋の構造（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）・階数・面積・平面等によって大きく異なりますので、既存建物の図面などの資料を提示して所轄の確認申請窓口に相談するのが間違いありませんが、多くの場合、建物の設計図や確認通知書・検査済証などの資料がない場合や、途中確認申請なしに増改築を行っている場合等もあり、現実には用途変更の為の確認申請が行えない場合も想定されます。

寄宿舍・共同住宅に用途変更する為に必要となる整備項目として考えられる点は、大きく分けて、①敷地形状・道路との関係、②建築主要構造部（床・壁・天井・階段）の防火構造、③居室・階段等の界壁の防火区画、④出口・廊下・階段・敷地内通路の避難通路の数・復員の確保の4点と言えます。

特に、共同住宅の安全確保のための上記項目については、建築基準法だけでなく、各自治体の建築基準条例等で細かく、且つ厳しく規定されており、特に①の敷地・道路の点は、改修で対応することは不可能だと思われます。

また、②の主要構造部についても改修は不可能と思われませんが、グループホームの規模が大きいものでない限り、大掛かりな整備は必要ないと思われれます。

問題は③の防火区画の問題ですが、2階床や各居室界壁の防火区画などの改修を行えば、少なくとも数百万の改修費用が必要となりますが、この整備は実際の火災時には大きな防災効果が期待できることから、施工的な可能性と費用について、専門家に調査・見積もりを依頼し、慎重に検討する必要があります。

④の避難通路の確保の点は、実際に廊下や通路幅を広げたり、階段を設ける等の改修は不可能と思われませんが、二方向避難のために新たに出入口を新設したり、2階の居室に既製品のバルコニーを設

ける等の整備は、費用対効果を考えると、安全・防災上の効果は非常に高く、検討に値する整備点と考えられます。

以上のように、既存の一般住宅を共同住宅に用途変更し、グループホームとして利用するためには、かなり大掛かりな改修が必要となり、費用も手間もかかることが十分予想されます。しかし、単に費用をかけてグループホームに改修しても、それだけで入居者の安全・防災が確保されるわけでもありません。土地・建物の状態について慎重に確認を行い、改修内容・費用と、改修効果の比較検討を十分に行うことが重要と思われま

す。また、完全に法的な対応がクリアできない場合には、代替となる消防設備や器具類の整備や、防災・セキュリティ設備の導入など、総合的な安全対策を検討したうえで、少人数のグループホームを運営することもケースバイケースとして考えられると思います。

また、そのための入居人数の上限や支援体制、補足的防災対策・設備等について、緩和規定の検討も含めた各自治体の建築関連条例の運用が求められます。

[■福祉関係者]

③ 消防法について

Q3-1 消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。

防火管理者の選任により責任体制が明確になること等により、一般に火災安全性は高まると考えていいでしょう。

一方、障害者グループホームで障害程度区分4以上が全体の8割以下のグループホームは(6)項ハとなるため、住宅に義務付けられていた「住宅用火災警報機」(「自動火災報知設備」の代替設備とは認められていない)が義務ではなくなります。また、(6)項ハとなる300m²以下の小規模グループホームであれば自動火災報知設備もスプリンクラー設備も不必要となります。

しかし、法令では義務ではないとしても施設の関係者に高い防火意識を持っていただくことが非常に重要であると考えられますので、自動火災報知設備などを自主的に設置していただくことが望ましいと考えられます。

[■建築関係者]

Q3-2 防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。

消防法では火災を防止するため法的規制の必要があるものを「防火対象物」と定め、消防法施行令の別表第一で、面積、収容人員に従って指定しています。中でも、不特定多数の人、あるいは自力避難が困難な人に利用されるものは、もし火災が発生した場合の被害が大きくなる危険性を勘案して消防法での安全対策が規定されています。

防火対象物は台帳に登録されて図面と共に各消防本部で管理されており、立ち入り検査等によって消防設備(ハード対策)と防火管理(ソフト面)の状況が把握され、万一の災害時には現場における消火、救助等の活動支援のための情報提供が迅速に行われます。また、日常時には法の規定に基づいて、公権力を行使した立ち入り検査が可能であり、消防職員の専門知識に基づいた欠陥の指摘と改善、改修の指示等が行われます。

一般の住宅等、防火対象物に含まれないもの(法改正前の戸建てタイプの障害者グループホームの多くが該当します)については、消防による立ち入り検査はできないため、実状の把握が不十分であり、事業者の防火管理等に大きな欠陥や問題があっても、助言以上の対応は困難でした。

消防法第2条は、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよもしくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。」と定義しており、建築物以外にも火災の可能性のあるもの(山火事、車両火災、船舶火災など)を対象に含みます。あくまで対象物の届出は申請者主義のため、用途が変更された場合の対応は十分でないと考えられます。

[■建築関係者]

Q3-3 複合用途とはどういう状況をあらわしている言葉なのですか。

平たく言うと「雑居ビル」ですが正式な用語ではなく、法律用語としては「複合用途防火対象物」と呼ばれ「防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。」と定義されています。

今回の消防法改正により、グループホームの用途区分が変わると、結果的にグループホームが入居している建物は共同住宅と違う用途が混在するものとみなされ、複合用途(雑居ビル)として取り扱われてしまいます。

新宿区歌舞伎町であった雑居ビル火災でも明らかなように、用途が違う空間が同居する建物では一体的な防火管理が行われにくく、出火、延焼、避難上の問題を多く抱えていることから法的な規制を厳しくする目的で、複合用途の考え方が生まれています。

複合用途防火対象物とは、政令で定める二以上の用途、つまり消防法施行令別表第1で分類されている用途が2以上含まれている防火対象物のことをいいます。

例えば、映画館のあるショッピングセンターの場合、映画館は消防法施行令別表第1の(1)項イに該

当します。ショッピングセンターは(4)項の「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場」に該当します。この場合、(1)項イと(4)項の異なる用途が存在するため、複合用途の扱いとなります。

[■建築関係者]

Q3-4 消防用設備とは、どういうものをいうのですか。

一般的に、①消火設備（屋内消火栓、スプリンクラー、消火器など）、②警報設備（自動火災報知設備など）、③避難設備（誘導灯、避難はしごなど）等到大別されます。

[■建築関係者]

Q3-5 消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。

法で定められた消防用設備（Q3-4）の整備・工事には消防設備士資格を持つ技術者が従事する必要があり、消防用設備専門のメーカーが、取り扱うことが一般的となります。維持管理にも基準が設けられ一定の信頼性が確保されているものと思われます。

[■建築関係者]

Q3-6 法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。

消防法第 17 条で設置が求められるものを消防用設備と呼び、政令で基準が定められています。

法定設備ではなくても任意に消防安全上、ユーザーが選択して使用しているものは、維持管理も含めて、業界による自主基準にもとづいて自己責任の範囲内での設置運用となります。また効果が限定的である場合もあります。

[■建築関係者]

Q3-7 義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。

義務化の要件の有無というより、認証制度による鑑定、認定、評定、評価を受けているかどうか重要です。

認証されていない消防用機器（Q3-6）には、消防用、避難用などを中心にアイデア商品的なものが多数考案されていますが、効果が不十分、機能が限定されているなど機能面・耐久面・操作面で評価が定まっていない可能性があります。

比較的手軽な機器だと、感知機付き自動消火器があり、普通の消火器が壁に固定されているものと考えてください。ホースの先に熱感知センサーがついていて、火災による熱に反応してホースを伸ばし、火元に近づき、自動的に消火してくれるので、天ぷら油火災など目を離れたスキに出火した例などに有効です。喫煙場所の灰皿など、出火源がホースの届く範囲内に限定されているケースであれば役に立つと考えられます。離れた場所での火災だとセンサーが届きません。

消防用設備は、有資格者である消防設備士が工事にあたり、点検義務もありますが、認証されていない商品はあくまでメーカー側の自主基準に基づいて設置・維持される事から、商品の特徴と限界をよく理解した上で適切に使用する必要があります。

[■建築関係者]

Q3-8 消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうしておけば、作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。

上記の点検が適正に実施され、必要な保全が行われている場合には、設備や管理の信頼性が確保されていると考えられます。(Q3-5)

[■建築関係者]

Q3-9 消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。

消防用設備等の点検及び報告は、消防法（第17条の3の3）に定められており、消防用設備等はすべて半年ごとに、消防法施行令第36条第2項に規定される防火対象物は消防設備士か消防設備点検資格者が点検し、消防関係告示に定める用紙に点検結果事項を記入し、消防署等に報告をする必要があります。

点検には、外観等を点検する「機器点検」（年1回）と機能的な面を点検する「総合点検」（年1回）があります。「機器点検」は、外観チェックや部位ごとの機能を確認するものです。

「総合点検」は消防用設備等を実際に作動させたり使用したりすることにより、総合的な機能を確認します。機器点検では確認することができない全体機能の確認を総合点検で行います。

点検内容は設備ごとに決められ、消火器で約40、屋内消火栓で75、火災報知器で74、一番多いスプリンクラーで107の項目を点検し、消防署等に提出する報告書（書式）を作成し、提出し、不備があれば改修をする必要があります。

報告書の提出は通常は毎年行いますが、工場、事務所、倉庫、共同住宅、駐車場等の特定の人を利用する用途の場合は3年ごと最新の総合点検の結果を所轄の消防署へ報告書を提出すればよいことになっています。

グループホームの場合、これまでは、「共同住宅・寄宿舎」として使っていた場合、3年に1回でよかった報告義務が、福祉施設並みに毎年報告することになるので注意が必要でしょう。

点検を依頼するには、通常は、消防設備士、消防設備点検資格者（火災予防に関する専門知識を有し、指定講習を修了した技術者）がいる消防設備業者に頼みます。

かかる費用は大きく分けて①点検費用と、②機器に不備があった場合の修理や更新費用、③消防署への報告書作成と提出代行費用、で構成されます。それぞれの段階で見積もりによって適正な金額かどうかを比較し検討してください。

設置が義務付けられていない消防用設備や防災機器を自主的に設置した場合、防火管理者の責任で自己点検するなり、同様の定期点検を受けるべきでしょう。問題があることが分かっている意図的に点検しなかった場合は、防火管理責任を問われる可能性があります。

[■建築関係者]

Q3-10 建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。

① 防火対象物定期点検報告

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、消防法が改正（平成14年4月26日）され新設された制度で、防火対象物点検資格者が1年ごとに防火対象物の点検を実施し、点検報告書を作成し報告する義務があります。

② 建築物の定期報告制度

建築基準法第8条では、「建築物の所有者又は管理者は常に建築物を適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定され、実効性を高める目的から昭和34年に特定の特種建築物に対する定期報告制度が設けられました。同じく第12条において、建物のオーナー等には1級・2級建築士

または国土交通大臣が定める資格を有する者（通常は、建物を建設した建設会社や設計事務所に依頼する事が多い）に調査・検査を依頼し、結果を報告させる義務があるとされています。また、エレベーターにおける死亡事故などが相次いだ事態を受けて、平成 20 年 4 月 1 日より、定期報告制度の内容がかわり、従来より詳細な報告が求められるようになりました。

調査・検査する項目は、建築物の防火、避難に関する事項が中心ですが、地震、台風、大雪に対する安全衛生面でも報告が必要です。建築設備（換気、排煙、非常用照明、給排水の各設備）と昇降機（エレベーターなど）については毎年の報告義務があります。また、特殊建築物等（階数が 5 以上で延べ面積 1,000 ㎡を超える建物など→「建築基準法」による区分）については 3 年に一度の報告義務があります。

小規模な建物は、この報告制度の対象とはなりません。一定規模以上のマンションで、一部住戸を利用して運営するグループホームでは、「管理者」（マンション管理組合の理事長など）により専門業者に依頼して点検が行われています。

建築基準法において「寄宿舎」とみなされたグループホーム、ケアホームの場合、屋外階段を設けない建物だと、

①地階又は 4 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100m²を超えるもの、
または

②3 階の当該用途部分の床面積合計が 300 ㎡を超えるものは 3 年ごとの定期点検報告があります。

[■建築関係者]

Q3-11 防火管理者の役割について教えてください。

どういう場合に必要になるのでしょうか。だれが防火管理者になるのでしょうか。

管理権原者の下、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練や火気管理等を行います。また、消防設備が作動するかどうか日常的に定期点検し、適切に維持管理する役割や、他には、避難経路に不要な物品が置かれているなど不適切な使用実態を発見し、所有者などに改善を求める防火管理といった役割もあります。火災で死傷者が出た場合など、防火管理者の責任が問われ刑事訴追されるケースもあります。

「防火管理者」は消防法で収容人員に応じて選任義務が定められています。

特定防火対象物（災害弱者や、不特定多数を収容する建物→（Q3-2））は収容人数が 30 名以上、事務所は 50 名以上で、1 名以上選任しなければいけません。

防火管理者になるには各地の消防機関等が実施する資格取得講習会を受講する必要があり、甲種防火管理者で、12 時間以上、乙種防火管理者で、6 時間以上の講習時間が必要です。なお、新しい（6）項口で収容人員が 10 人以上の場合は、甲種防火管理者の選任義務があります。また、講習内容としては、①防火管理の重要性、②火気管理、③施設・設備の維持管理、④訓練、⑤教育、⑥消防計画、⑦防火管理者の責務、⑧共同防火管理、の各項目を学ばなければなりません。（→消防法施行規則第二条）

選任された防火管理者には責任も伴うことから、監督的な立場にある者に選任されるべきですが、現場の状況を把握できるとともに、できれば設備や建築の知識があり、防火上の問題を見つけたらオーナーや入居者に改善を指示できる立場の者がふさわしいでしょう。バックアップ施設である社会福祉法人の責任者や、障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者などから選ばれるのではないのでしょうか。

よく似た名称で紛らわしく混同されるものに「火元責任者」がありますが、法律用語としては存在しません。消防の指導により「防火管理者」の補助者として、実情に応じ任命される事が多く、火元責任者の名札を部屋に付ける事で、当事者には防火上の責任意識を高める効果は期待できます。

[■建築関係者]

Q3-12 マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるの

でしょうか。

マンションの一部にグループホーム等がある場合、複合用途防火対象物とみなされるケースがあります。その場合、以下の2つが具体的なケースとして考えられます。

- ① (6)項ハに該当するグループホーム等の床面積の合計が、建物全体の延べ面積の10%以上又は300㎡以上の場合
- ② グループホーム等が消防法施行令別表第1(6)項ロに該当する場合

上記のケースについては、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」では、以下のような内容で検討が行われています。

共同住宅の一部にグループホーム、ケアホーム（(6)項ロまたはハ）を設置する場合、消防法上の用途区分が、共同住宅（(5)項ロ）から複合用途防火対象物（(16)項イ）に変更とみなされる場合があります。

まず、(6)項ロに該当する障害者ケアホーム等が共同住宅の一部に入居する場合は、すべて(16)項イの複合用途防火対象物とみなすのが適当であるとされています。

つぎに、(6)項ハに該当する障害者グループホーム等が共同住宅にある場合、グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の10%未満かつ300㎡未満の場合は、「共同住宅の従属的な部分」として取り扱うことが出来るものとして建物全体を(5)項ロの共同住宅としてみなすのが適当であるとされています。

さらに、上記の(6)項ハに該当する障害者グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の10%以上又は300㎡以上の場合は、(16)項イの複合用途防火対象物とみなされます。

これに伴って、自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置が10階以下にも新たに必要となると、他の一般住戸にも設置義務が及ぶケースが想定されますが、それではグループホームやケアホーム等の設置にあたって周囲の理解が得られなくなり、影響が大きくなることが予想されます。

一方、生活の場としてケアホーム等を見た場合、一般住戸と特段の違いがあるわけではなく、用途の複合化によって雑居ビルのような火災危険性が著しく増えるわけではありません。したがって、ケアホーム等の入所者の避難安全性さえ確保できるならば、複合用途への変更に伴う自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置義務が一般住戸にまで及ばないような特例措置が検討されています。

[■建築関係者]

Q3-13 現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態

をグループホーム事業として援助している場合でも、「住宅」ではなく「社会福祉施設」

にみなされますか。

福祉部局から事業の認定等を受けて、グループホームとして運営している場合については、原則として社会福祉施設（(6)項）として取り扱うこととなりますが、実態に応じて個別に判断していくことも必要となります。この点に関して、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]

④ 消防設備について

(1) 消火器

Q4-1 消火器について教えてください。

①火を消す仕組み

ものが燃えるには、「①温度 ②酸素 ③燃える物 ④燃えつづける化学的連鎖反応」という4条件が揃うことが不可欠です。このうちのどれか1つでも無くせば、消火することが出来ます。例えば火のついたタバコに水をかけると、温度が下がる事で消火できます。タバコの火を押しつぶすと、燃える物がなくなり火が消えます。消火器は、触媒効果のある粉末や強化液を燃えているものに吹き付ける事により、連鎖反応を抑えて燃焼を抑制したり、酸素を遮断して消火する仕組みです。消火器の種類は、中の薬剤の違いで「粉末消火器」と「強化液消火器」に大別され、現在では手軽さから粉末型が主流を占めています(→Q4-5)。

しかし通常の粉末消火剤には冷却効果が無く、住宅で多発する「てんぷら油火災」のように高温で燃える場合はいったん炎がおさまっても、再度燃え上がる危険性があります。そこで最近では、燃焼の化学的な連鎖反応を止めると共に、冷却効果もある「酢」を主成分にした液体消火器も開発されています(→(株)宮田工業製)。粉末消火剤に比べて、使用後の後始末も楽で、アルミ製容器で重さも2kgと軽い(→Q4-4)ため、台所など室内での使用に向いていると思われ、今後、家庭用として普及する可能性があります。

一方、消火可能な物の種別によって、A・B・Cの記号がつけられ、Aは木材、紙、繊維などの普通火災、Bは灯油、ガソリンなどの油類の火災、Cは配電盤、コンセントなどの電気火災に対応しています。万能型消火器はABC型と呼ばれ、油火災から電気火災まで、一般家庭の初期消火用として幅広く対応出来ます。

②消火器使用の注意点

消火器は、手軽で消火効果も高いですが、使用にあたり覚えておいて欲しい事として、第一に、放射時間があります。一般的な小型粉末消火器(10型消火器)で、放射時間が15~20秒であり、時間が長いタイプでも30秒程度と意外と短い点が挙げられます。第二に放射距離です。小型消火器で約4~5mなので、火元まで3m程度まで近づいてから、筒先を火元に向けて固定し放射する使用方法が望ましいのです。慣れない人は火炎の熱さに驚いて火元に十分近づかない内から放射を始めてしまうため、消火剤が届く距離に近づいた時には薬剤がなくなって消火できません。第三に、放射目標をはずさないことです。火元を見定めずに庭に散水するように筒先を振り回す結果、「火元を一気に薬剤で覆う」という消火器本来の正しい使い方ができず、消火しきれない失敗例が後を絶ちません。狭い台所等で火元から離れた場所で放射すると、粉末が一気に部屋中に広がるために視界が真っ白になり、肝心の火元の位置が分からなくなってしまう事、という失敗例もあります。

[■建築関係者]

Q4-2 消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設((6)項ロ)は規模に関係なく設置。社会福祉施設((6)項ハ)は延べ面積が150㎡以上の場合設置。これとは別に地階、無窓階(地上階で消防活動上必要な大きさの開口部のない階)又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上のものは設置が必要です。

[■建築関係者]

Q4-3 知的障害者でも使える消火器はないでしょうか。

本人の障害の程度により適確に消火器を使用できるか否か左右されます。

「消火器」は国家検定品で、法令に基づいて規格が定められております。スプレータイプ等の「消火具」とは異なり、現状の機能を変えるのは難しいと思われれます。法定の消火器を設置していれば、独自のタイプの消火具を自主的に追加設置することは差し支えありません。

[■防災企業関係者]

Q4-4 非力な者にとって消火器を片手で操作するのは重すぎますが、軽いものはないのでしょうか。

一般的に法令によって設置されている消火器は10型が最も普及していると言われ、総重量が約5kgあり使用にあたり重さがネックになりますが、小型のタイプで3型（総重量：約2.1kg）、4型（総重量：約2.45kg）などもあり、必要に応じて備えるのも一つの方法かと思われれます。

[■防災企業関係者]

重たくて操作ができない場合、小型で操作できる消火器を複数用意し、複数人で使用するのも一つの方法です。

また重さだけでなく、ハンドルを握って放射するため、握力が弱い高齢者や障害者では使いづらいこともあるので訓練時に一度、使い方を体験しておく事が必要です。

エアゾール式簡易消火具というスプレー式の器具も台所用として販売されていますが、消防用設備ではありません（Q3-7、Q4-3）。

[■建築関係者]

Q4-5 消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。

消火器容器本体：8年（PL法に基づき各メーカーが有効期限を設定）、消火器粉末：5年（消火器工業会にて交換を指導）

[■行政関係者]

一般に設置されている消火器には、「粉末消火器」又は「強化液消火器」があります。市場シェアでは「粉末消火器」が、9割以上を占めております。

双方とも容器は8年、薬剤は5年を目途に交換する事となります。

消防法に基づき設置されている消火器は半年ごとに機器点検の必要があります。（点検の結果、使用に耐えないと判断された場合、期限前でも交換が必要となります。）

[■防災企業関係者]

（2）誘導灯

Q4-6 誘導灯というのはどういうものでしょうか。

誘導灯とは火災時等に避難する方向を示した停電時にも作動する照明器具で、1階の出入口や階段の扉近くに設ける避難口誘導灯と、廊下に設ける通路誘導灯があります。

[■建築関係者]

Q4-7 誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（(6)項）は規模に関係なく全て設置しなくてはなりません。但し、見通しが良くて一定の歩行距離以内である部分については免除できる場合があります。

[■建築関係者]

Q4-8 誘導灯以外のもので対応することはできないのでしょうか。

誘導灯の代替措置はありません。Q4-7のように設置免除できる部分がある場合はあります。

[■建築関係者]

Q4-9 なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも「誘導灯」や「非常誘導標識」が必要とされるのでしょうか。

グループホームは、消防法施行令別表第1に規定する用途が(6)項ロ又は(6)項ハになり、消防法の取り扱い上、特定用途防火対象物になります。

「誘導灯」及び「誘導標識」の設置にあつては、「特定用途防火対象物」は、面積や規模に関係なく設置が義務になるため、小さな民家を改造したグループホームにも設置が義務になります。

ただし、施設の規模や出入口が見渡せる状況など、施設の実態に応じて免除できる場合があります。

[■行政関係者]

Q4-10 「誘導灯」と「誘導標識」の違いを教えてください。「誘導標識」はどのような場合に使用されるのでしょうか。

一般的に、「誘導灯」は光源のあるもので、「誘導標識」は光源のないものとなります。「誘導標識」は避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識であり、グループホーム等の施設に関しては法令基準通りに誘導灯を設置するとともに、補完的に誘導標識を設置することになります。

[■消防庁]

(3) 防災物品

Q4-11 防災物品とは、どのようなものを言うのですか。

防災品は繊維製品を中心に燃えにくい加工を施すことによって、繊維製品が介在して延焼拡大する火災を防ぐために開発されたものです。防災品には消防法で定める「防災物品」と、法規制の対象外となる身の回り品である衣服などの「防災製品」の二種類があります。「防災物品」は消防法で定めた性能を有しているものをいい、カーテン、布製ブラインドやじゅうたんなどが代表的なもので、建物に付属して設けられるものです。一方、「防災製品」は、寝具、寝巻きなど衣服類等で一定の燃えにくさの性能を有しているものを第三者機関（防災製品認定委員会）が認定するもので、喫煙者や自力避難困難な方への使用が推奨されています。最近、一般住宅や飲食店で採用が増加している木製ブラインドも燃えやすいため、防災製品として認定を受ける動きが広がっています。

[■建築関係者]

Q4-12 防災物品や難燃製品は、どう見分けるのですか。

防災物品は「防災」と赤く記されたラベルが貼付されており、消防法で規定された『防災認定』を受けています。また、防災製品は「防災製品」と記されたラベルが貼付されています。

「難燃」は建築基準法における防火材料の区分であり、建物の一部である天井材、壁材に用いられます。不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて『防火認定』を受けており、内装制限を受ける壁材料として、認定品の使用が義務付けられています。



[■建築関係者]

Q4-13 防災物品はどのような場合に義務づけられるのですか。

グループホームやケアホームは、平成 21 年 4 月から施行される改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（6）項に属する事になり、カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等は防災物品の使用が義務づけられているため、新たな対応が必要となるグループホームも出てくるでしょう。

[■建築関係者]

Q4-14 防災物品の導入にはどのような効果があるのですか。

防災物品は、小さな火災では容易に着火しないことから、タバコなどから火種が燃え移っても炎上を抑制し、延焼拡大を防ぐには有効です。社会福祉施設はもとより、飲食店や物品販売店舗など不特定多数の者が出入りする施設にあっては、防災物品の使用が義務付けられています。

[■行政関係者]

Q4-15 カーペットの防災化は効果がありますか。

たばこや線香等の火種やろうそくの火の落下は気づきにくいことから、知らぬ間に本格的な火災に拡がりがちですが、防災化していれば延焼拡大防止に有効です。

[■行政関係者]

Q4-16 カーテンの防災化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防災化する方が重要なのではないですか。

寝具やねまき等の身につけるものの防災化も必要ですが、建物の中で面的に大きく、延焼拡大の経路となりやすいカーテンやじゅうたんなどは、防災物品を使用することが重要になります。

[■行政関係者]

Q4-17 木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないのでしょうか。

のれんなどについては、すべてを規制しているわけではなく、ある程度の丈の長さによって規制を加えることとしております。（例えば、概ね丈長 1m 以上のものにあつては、防災物品を使用するよう指導している自治体もあります。）

なお、のれんなどは、クリーニング屋さんで防災処理加工が可能ですので、愛着のあるもので素材の後処理さえ可能であれば引き続き使えます。ただし一部の合成繊維(アクリル・アセテート)を2割以上含むものは防災性能が悪いため、消防庁予防課長通知により防災加工品と認められません。

[■行政関係者]

Q4-18 防災製品とクリーニング店などで防災処理したものとの防災効果に違いはないのですか。

防災処理した直後なら大きな違いはないと思われます。処理方法として一時性防災加工と耐久性防災加工がありますので後処理で一時性防災加工の場合は、クリーニングすると防災効果がなくなったり低下するためそのつど再加工が必要となります。製品として売っている防災カーテン(ポリエステル素材)は糸の段階から防災処理をしているので何度クリーニングしても防災効果は低下しません。

[■建築関係者]

Q4-19 防災製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。

防災処理されたカーテンやカーペットは、インテリア製品専門店で取り扱っています。普段着や寝巻き、などの服飾関係の防災製品は、百貨店や防災専門店、福祉専門店、インターネット通販などで入手できます。たとえば服飾デザイナーの森南海子さんが手がけられている高齢者向けの服などには、以前から積極的に防災製品が取り入れられており、防災製品を服飾デザインの対象とした草分けとなる取り組みを続けておられます。(→阪神百貨店(大阪)に専門コーナー)

[■建築関係者]

Q4-20 防災製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増すのですか。

消防庁の試算例では、身近の物品をすべて防災化すれば避難時の余裕が1分増えるとされています。カーテンなどインテリアや床カーペットに用いた場合、簡単には炎上せず室内の延焼拡大を抑止して黒く焦げる程度で収まる例が多くあります。衣服やエプロンへの防災製品の採用により、簡単には燃えなくなるため着衣着火による死亡リスクは大きく改善されます。

[■建築関係者]

(4) 自動火災報知設備(自火報)について

Q4-21 自動火災報知設備というのはどのようなものなのですか。

自動火災報知設備は、感知器、受信機、地区音響装置(ベル)、発信機(押しボタン)から構成され、火災が発生した場合に、熱や煙を自動的に感知し、地区音響装置(ベル)を鳴動させて建物内の者に火災の発生を早期に知らせることができる設備です。火災の発生を早期に気づくことで、避難、通報、初期消火等の火災時の応急対応をより早く行うことができます。

警報設備の一種であり消防法令により、一定面積以上の建物や店舗がある雑居ビル・重要文化財などの防火対象物に設置が義務付けられています。(略称で「自火報(じかほう)設備」とも呼ばれています。)

[■消防庁]

Q4-22 自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのですか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項は規模に関係なく設置しなくてはなりません。社会福祉施設(6)項ハの場合は延べ面積が 300 m²で設置義務の対象となります。

(6)項ハで 300 m²未満のグループホームの場合、自動火災報知設備の設置は必要ありません。その一方で、用途区分変更に伴い「非住宅」扱いとなるため住宅用火災警報器も義務付けされなくなります。つまり、防火の基本である火災の早期発見、覚知という観点（綾瀬市の知的障害者グループホーム火災も、大村市の認知症高齢者グループホーム火災も「自火報」や「住宅用火警器」が未設置のため覚知が遅れた）からすると、法改正で強化したはずのグループホーム防火対策が逆に後退してしまっている「法の落とし穴」に十分注意する必要があります。主要都市であれば、小規模グループホームへの住宅用火災警報器設置を条例で規定する措置も予想されます。障害程度区分が軽い人が入居する 300 m²未満のグループホーム（(6)項ハ）については、自主的な住宅用火災警報器の設置を強く推奨するべきであると考えられます。

[■建築関係者]

Q4-23 住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどんな点ですか。

自動火災報知設備は Q4-21 に示したような設備の構成で、火災の発生を自動的に感知して建物全体に火災の発生を報知できるものであるのに対し、住宅用火災警報器は感知器一つからなり、そのものが火災を感知し、音声やブザー音を発し、そのエリアでしか報知しません。

[■建築関係者]

自動火災報知設備の感知器や受信機等は、検定対象となっており、国で定めている一定の技術基準を満たさなければ、使用することができません。また、設置工事をする際にも資格を持った専門の技術者が担当する必要があります。

一方、住宅用火災警報器は、受信機や地区音響装置、発信機等は不要であるため、設備自体も簡単で、設置についても普通の電気屋さん頼んでもいいし、器用な人なら日曜大工程度の手間で設置できるのでコストは低くなります。

通常の住宅でよく見かける住宅用火災警報器は電池式で単独で部屋の天井につける（最近は一階などでも数千円で販売しているタイプ）ものが多いです。単独型の場合は、火災を感知した警報器しか音が鳴らないので、部屋を閉め切っていると、隣の部屋や、違う階の人には十分聞こえない恐れがあります。また電池が切れるという問題も重要です。天井の高いところに取り付けるため、点検義務があっても電池交換する手間を惜しんで放置されている問題が予想されますから、長持ちする電池（価格は高くなりますが）を使ったり、100V 電源を引いたりするといった工夫も必要です。

なお、消防庁予防課において、感知器に警報機能を設け、一箇所で感知した場合でも、それ以外の場所に取り付けた感知器も一斉に鳴るようにする「連動式」というタイプについて検討が行われ、小規模な社会福祉施設においては、従来の自動火災報知設備と同等の効果があるということで報告書が出されています。現在、総務省消防庁では、300 m²以下の小規模なグループホーム等に限り、このタイプの警報設備が使えるように基準の改正を行っています。

[■建築関係者]

*平成 20 年 12 月 26 日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 [http:// www.gh-gakkai.com/index.html](http://www.gh-gakkai.com/index.html)

Q4-24 検討中の簡易型の自動火災報知設備とはどのようなものですか。

消防法令の改正にて今回新たに自動火災報知設備（自火報）の設置が必要となった施設は、住宅用火災警報器を設置しても自動火災報知設備（自火報）の代わりにはなりません。法令の基準に基づく自動火災報知設備（自火報）を設置しなければなりません。

ただし、現在、総務省消防庁では警報機能を有する感知器を連動させることにより施設全体に火災の発生を知らせる設備を、300㎡以下の小規模なグループホーム等に限り、自動火災報知設備（自火報）に代わる設備として使用できるよう基準改正を行っています。

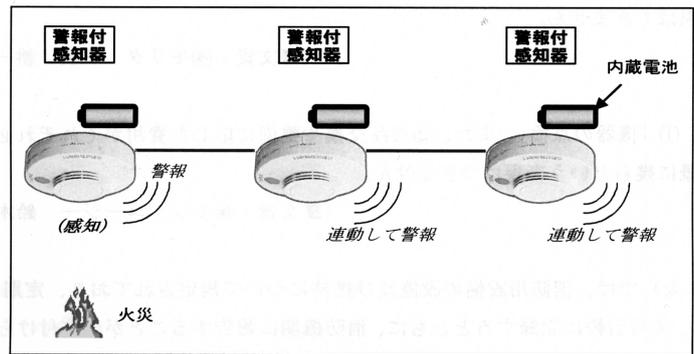


図1. 住宅用火災警報器を活用したシステムのイメージ

[■消防庁]

*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 <http://www.gh-gakkai.com/index.html>

Q4-25 自動火災報知設備（自火報）の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのですか。

自動火災報知設備は火災を自動的に感知し、建築物全体に火災の発生を報知するものであり、火災を覚知したエリアでしか発報しない住宅用火災警報器では代替することはできないものと考えています。

なお、今回の改正に伴い新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の小規模な防火対象物については、全体の規模が比較的小さく、各居室も比較的狭いこと等特性を踏まえ、警報機能を有する感知器を連動させるタイプの設備を使用できるよう基準の改正を行っています。

[■消防庁]

*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 <http://www.gh-gakkai.com/index.html>

Q4-26 自動火災報知設備（自火報）の代わりに簡易型のものは、有線式・無線式どちらでも大丈夫なのですか。

自動火災報知設備（自火報）に代わる設備の検討とあわせて無線式の自動火災報知設備についても総務省消防庁で検討中であり、平成21年4月1日の法令改正（グループホーム等への自動火災報知設備の設置義務の強化など）の施行までに規格化される予定です。

[■消防庁]

*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 <http://www.gh-gakkai.com/index.html>

Q4-27 自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。

社会福祉施設(6)項口で延べ面積が300㎡以下のものについては従来の自動火災報知設備よりも簡易な構成のものが認められる予定ですが、設置免除の規定はありません。

[■建築関係者]

免除に関しては、用途を変更するか、面積を縮小する以外は考えられません。

[■防災企業関係者]

現在、総務省消防庁において開催されている小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、共同住宅の一部にグループホーム等が入っている場合に、共同住宅部分の自動火災報知設備が免除できる要件について検討されています。

[■消防庁]

Q4-28 火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の家につけさせてもらえば、近隣から早く救助に来てもらえるのではないですか。

建物の外側に、感知器と連動した表示器や音響装置（ベル又はスピーカー等）を設置することは、外部に火災の発生を通報するうえで有効と考えられます。（共同住宅用自動火災報知設備で用いられている「戸外表示器」、「音響警報装置（共同住宅用）」などの例があります。）

[■行政関係者]

Q4-29 知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。

どのような警報音が効果的なのでしょうか。ベルやブザーより音声による警報の方が適切な誘導ができるのではないのでしょうか。

自動火災報知設備は国家検定品で、法令に基づいて警報音についても詳細な規格が定められており、独自の音声誘導タイプに切り替えることは困難でしょう。ただ大音量のベルだと入居者を驚かせてしまい、デリケートな入居者の場合、円滑な避難行動を妨げる恐れもあります。住宅用火災警報機では採用されている、「火災です」「落ち着いて外へ避難しましょう」などの音声で火災発生を呼びかけ、早期避難の行動指針となるような具体的な指示や情報を与えられる誘導の方が有効な場合も考えられます。馴染みのある声で誘導できる録音タイプの機器などの開発も望まれます。新しく（6）項口または（6）項ハとなるケアホーム、グループホームは「住宅」とはみなされないため、住宅用火災警報器については自主的に付加する設備となります。

本来、音声による避難誘導は非常放送設備にその役割が期待されています。一方、火災以外の原因で作動してしまう「非火災報」は避けられないのですが、頻発すると警報が信用されにくくなります。

[■建築関係者]

（5）火災通報装置について

Q4-30 火災通報装置というのは、どのようなものなのですか。

火災発生時に一の押しボタンの操作等により電話回線を利用して録音メッセージで用件を消防機関に通報し、また通話を行うことができる装置をいいます。自動火災報知設備と連動して通報を行うようにすることも可能です。

[■建築関係者]

Q4-31 火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのですか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項口は規模に関係なく設置し、(6)項ハは延べ面積 500 m²以上のものに設置が義務づけられます。

[■建築関係者]

Q4-32 火災通報装置（火通）の代わりに、自動火災報知設備（自火報）や簡易型自動火災報知設備の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのですか。

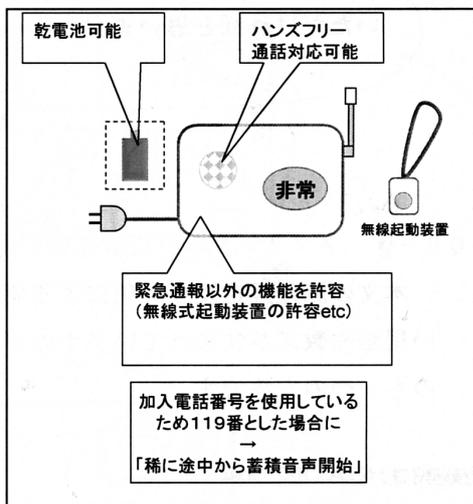
現在のところ火災通報装置（火通）を介さないで通報するシステムは開発されていないと思われ
ます。 [■行政関係者]

消防機関の見解によりますが、連動の場合、「非火災報」でも通報することになり、これが頻繁に起
こると管理者がスイッチを切ることがありますので、手動で通報する機能は確保する必要があります。
[■建築関係者]

Q4-33 火災通報装置（火通）の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいですか。

平成 19 年度、総務省消防庁において火災通報装置（火通）の代替となる緊急通報装置を活用し
たシステムの構築に向けて検討が行われ、それを基に基準の改正が行われています。

[■消防庁]



現状における主な相違点	性能確保の考え方	
電話回線と通報先の判断	リングバックトーン検出 情報送出に係るタイマー設定 蓄積音声情報を2回反復する等	
通報信号音（呼び出し音）	概ね 800Hz の単音 3 回連続を 2 回反復	
蓄積音声情報	火災である旨、防火対象物の所在地、建物名、電話番号の情報など	
自動通報から通話機能への移行	ハンズフリー機能	
電源	常用電源	抜け防止等の措置を講じた一定の安全性が担保されるコンセントから可能
	予備電源	性能が担保されている場合は、乾電池でも代替可能

図 2(↑)、表 1(→)
火通の代替となるシステムの検討

*平成 20 年 12 月 26 日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 [http:// www.gh-gakkai.com/index.html](http://www.gh-gakkai.com/index.html)

Q4-34 火災通報装置（火通）の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でもよいのでしょうか。

現行法令では直接加入電話を介して消防機関へ通報する必要があります。

[■行政関係者]

(6) スプリンクラーについて

Q4-35 一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。

初期消火には非常に有効といわれるもので、火災の加熱により天井面に設置されたヘッドのヒューズが溶融し、自動的に散水（土砂降りの雨状態）する設備です。専用の配管、ポンプ、電源、水源（水槽）等を必要としています。

[■建築関係者]

Q4-36 住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。

住宅用スプリンクラー設備（水道管連結型）とは、一般の給水管からの水源や配管を兼用するもので、圧力や水量が確保できれば専用のポンプや電源も不要です。なお、通常のスプリンクラー設備と比較して、放水量の基準は低く設定されています。

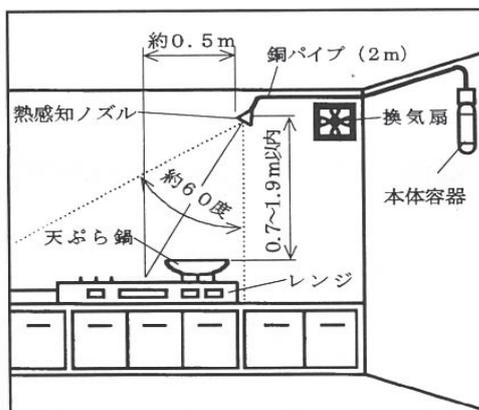
また、断水時は機能しないこと、他に大量に水を使っている時（風呂等）は水量が低減すること、圧力を確保するため加圧ポンプも設けても停電時には作動しないことを知っておく必要があります。

[■建築関係者]

Q4-37 「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。

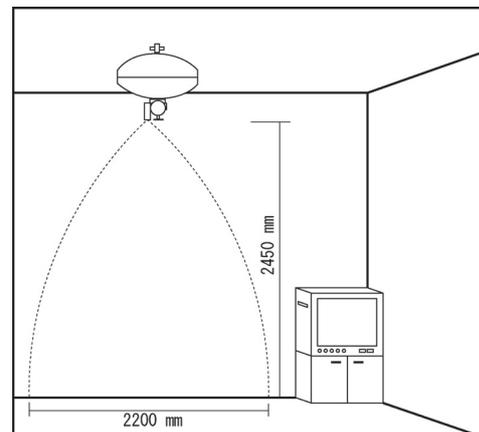
「自動消火装置」として家庭用あるいはグループホーム向けに販売されているものは、住宅用スプリンクラーの代用とは認められません。温度上昇を感知し自動的に消火液を放射しますが効果が限定され、簡易で補助的な住宅用消火装置という位置付けで自主的に設置するための商品です。

[■建築関係者]



【参考】①台所などの壁面に取り付ける。火災を感知すると放射口のアーム部を伸ばして中の消化液を散布します。てんぷら油火災など持ち場を離れた時の出火に対応できる。(図3)

図3. 消火具の例①



【参考】②消火液の入ったタンクごと居室の天井面に設置し、半径2m程度の範囲に消火液が放射されます。(図4)

図4. 消火具の例②

Q4-38 一般用と特定型のスプリンクラー設備の設置義務について教えてください。

複合防火対象物の扱いの場合は若干複雑になりますのでここでは単独の用途について言及します。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項口は延べ面積が 275 m²以上のものに設置義務があります。なお、そのうち、延べ面積が 1,000 m²未満のものは特定施設水道管連結型のものが適用できます。(Q4-35、Q4-36)

また、これによらず、一定の防火区画を有するものについて設置免除の規定があります。また、1,000 m²未満で一定の要件をクリアすれば、設置免除することのできる特例基準も示されています。(Q4-51)

社会福祉施設(6)項ハの場合は、平屋建て以外で 6,000 m²以上が設置義務の対象となります。但し、(6)項口、ハとも、地階・無窓階で 1,000 m²以上、4階以上 10階以下の階で 1,500 m²以上、11階以上の階は上記に関係なく設置義務の対象となります。

[■建築関係者]

Q4-39 住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、必要水圧が確保できないのほど

んな場合ですか。

夕方(利用の集中)、渇水時(給水制限)、停電時等は、消防予第 390 号(平成 19 年 12 月 21 日付)2(2)エにより、「水道法の規定により、水道事業者は災害その他やむを得ない事情がある場合等給水を停止することができる…」に該当すると思いますので、必要水圧が確保できない場合と思われます。

日常的に必要な圧力(末端箇所)の 4 個同時放水時 0.02MPa(又は 0.05 MPa)及び放水量 15 L(又は 30 L)が確保出来ない例としては、丘陵地の高台に立地する場合や、水道管直結式の建物の上層階の場合が考えられます。

※市の施工指針により配水管(水道本管)の設計圧力を原則、市内一律で 0.25MPa としている自治体もあります。ただし、一部の高台等で配水管(水道本管)の圧力が 0.25MPa 未満の地域では設計圧力を 0.2MPa としており、その場合はブースターポンプ(加圧装置)等を設けてもらうことも考えられます。

[■行政関係者]

法令で部屋の内装が準不燃材料又は不燃材料の場合は、スプリンクラーヘッドが 4 個同時に作動した場合、ヘッド 1 個当たり放水圧力が 0.02MPa 以上で、15L/min 以上の放水量を確保するよう規定されています。

この条件を満足させる為に、設置する場所の最低水道圧を水道事業者から情報提供いただき、それを元にして配管口径を決め、規定圧力以上で放水できるように設計します。水道圧力が不足する場合は、加圧ポンプを設置する等、他の方法を考える必要が生じます。

なお、水道事業者の都合・意思により給水制限や給水停止をする場合は、給水を停止する区域・期間を予め利用者に通知することになっています。この場合は、水道連結型スプリンクラー設備は一時的に機能しない為、防火対象物の関係者は、給水が停止した場合の対応を予め決めておく必要があります。

また、スプリンクラー設備使用にあたっては、他の給水用具を閉栓した状態での使用でなければ必要な放水量・放水圧力が確保されないことがあります。

[■防災企業関係者]

Q4-40 住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(スプリンクラーの性能が落ちる)時はどうなるのでしょうか。どうやってそのことを知らせてくれるのですか。

水圧低下に応じて、期待された初期消火性能が発揮しにくくなります。技術的には必要水圧の低下をアラームで通知する位は可能ですが、頻繁に起こるならば加圧設備を設置せざるを得ないでしょう。
(Q4-39 [行政関係者] 回答)

[■建築関係者]

法的に、警報等の規定はありません。また断水等については、水道局の対応となります。

[■行政関係者]

水道連結型スプリンクラー設備の場合は、前述の水道事業者の都合による給水制限等の通知(Q4-47 [■防災企業関係者] 回答に記載)以外に知らせる手立てはありません。

圧力監視用設備を追加設置し、最低圧力になった時に警報を発することは可能です。しかし、建物内での同時使用の集中により圧力が低下した場合も警報を発してしまうため、管理運用上の問題が生じることがあります。

[■防災企業関係者]

Q4-41 水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。

消防予第 390 号(平成 19 年 12 月 21 日付) 2(1)エ(ア)b により、規定はあります。この場合は、「当該管が壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の裏面に設けられているときは、合成樹脂告示第 3、4 の規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること」と規定されており、認められた合成樹脂管であれば問題はないと思われま

[■行政関係者]

法令で、塩化ビニール管を露出で使用することは禁じています。難燃材料以上で囲われた箇所での使用に制限されています。露出の場合は鋼管を使用します。

[■防災企業関係者]

Q4-42 寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのですか。

乾式(内容については Q4-52 参照)により対応が可能だと思います。

[■行政関係者]

凍結の恐れのある場合は、平常時パイプ内に水を入れない乾式で対応するか、パイプにヒートテープを巻き気温が下がったときに自動的にスイッチが入りパイプを暖め凍結を防止する方法があります。

[■防災企業関係者]

極寒地では凍結対策への配慮が設計段階から取り入れられ、日常的に居住者の備えも行き届くので比較的問題は起こりにくいでしょう。むしろ、懸念されるのは日頃、凍結とは縁の無い地域で急に冷え込んだ場合(火気を使用するので出火確率も高まる)に、建物全体として凍結対策への取り組みが不十分なケースです。水道管凍結時に

[■建築関係者]

Q4-43 湿式と乾式の違いは何ですか。

湿式（水道連結型）とは、配管内に水が充満されている方式。トイレなどの日常生活に使われる給水管に直結し配管内の水が停滞しない方式です。（停滞しないので衛生的です）

乾式（水道連結型）とは、スプリンクラーヘッドの作動時に配管内に充満する方式です。（日常生活に使用する配管を使用していないということです）

[■行政関係者]

湿式とは、給水本管からスプリンクラーヘッドまで常時水が充填された方式を言います。火災の熱をスプリンクラーヘッドが感知し、そのヘッドの感知部が開放し放水を行います。

乾式とは、給水本管とスプリンクラーヘッドの間に電気信号で起動するバルブを介し、平常時は給水本管のバルブまで水が入り、バルブ以降スプリンクラーヘッドまでは水が入っていないものを言います。火災の熱を自動火災報知設備の感知器等で感知し、その信号を受けてバルブを開けます。この動作以降は湿式と同じです。

[■防災企業関係者]

湿式とは常時配管に一定の圧力を加えた水が満たされているもので、乾式は水の代わりに空気を使用しているものです。乾式は寒冷地などで採用することはありますが、作動メカニズムが簡単で信頼性も高い湿式の採用が一般的です。

[■建築関係者]

Q4-44 スプリンクラーが誤作動して建物（部屋）が水浸しになったりしませんか。その

場合、その後の建物（部屋）の水損は、拭けば済むような状態なのですか。

ヘッドが熱せられるか、物をぶつけるかしない限り、普通では誤作動がない非常に信頼性の高い設備です。当然火災であれ、誤作動であれ、放水となれば一定の水損は生ずる可能性があります。

[■防災企業関係者]

いったん放水が始まると、人間が操作しない限り放水は簡単には止まらないようになっています。一般用スプリンクラーに多く採用される湿式ヘッド（Q4-43）では配管内に水が循環しないため「死に水」とよばれる状態で、水垢で汚れた水が大量に出ますので臭気も強く、復旧には手間取ることが予想されます。住宅用スプリンクラー（水道管連結型）の場合は、飲料水システムを使用するので新鮮な水が常時循環しており臭気の問題は生じませんが、停止させない限り一定水量は出るので何らかの水損発生は避けられません。

[■建築関係者]

Q4-45 地震の揺れなどで間違っただけで放水し水浸しにならないのですか。

湿式及び乾式ともに、スプリンクラーヘッドに衝撃を与えた際には、放水するものと思われます。その際は、水道の止水栓等を閉止してください。（専用の停止弁及び電動弁等がある場合にはその弁等）

[■行政関係者]

天井が壊れる、家具が転倒するなどの被害が出る場合は、その影響を受けスプリンクラー配管やスプリンクラーヘッドの損傷が考えられます。

[■防災企業関係者]

地震の揺れで天井の動きとスプリンクラーヘッドの動きがずれることから、ヘッドが誤作動し、建

物が壊れていないのに、大きな水損被害がでた例は病院、図書館など数多く報告されています。最近では耐震型ヘッドも開発されています。

[■建築関係者]

Q4-46 住宅用スプリンクラーによる消火効果のビデオを見ました。きちんと火が消えていませんでしたが、本当に役に立つのでしょうか。

火災の炎及び煙を抑制するのに役立ち、避難誘導の時間をかせぎ、スムーズにする為に役立つものです。

[■行政関係者]

総務省が今後配布するであろう、スプリンクラーヘッドの規格省令を見ないと断言できませんが、水道連結型スプリンクラー設備は、火を消すための設備としての位置づけではなく延焼防止用であり、避難時間の確保が目的と考えられます。

[■防災企業関係者]

Q4-47 スプリンクラーは火が燃えているところ（部屋）だけで作動するのですか。

お見込みの通り、火炎を感知したヘッドのみが作動し散水します。

[■防災企業関係者]

Q4-48 個人住宅を活用したグループホームでも、消防法改正による用途区分変更に伴い、建物の火災保険契約も事業用物件への変更が必要ですか？

グループホームに関する火災保険の契約は、消防法の改正による特段の影響を受けません。グループホームの保険加入契約に関して確認すべきポイントは以下の3点（保険会社により異なる）です。

①世話人がグループホーム内で食事の提供を行っている（食事は食堂で行う。）

②世話人が使用する事務室がある。

③入居者の家財以外の動産（社会福祉施設の設備・什器等の動産）が常時建物内にある。

以上の3項目の何れか1つにでも当てはまれば、「一般物件」（併用住宅）として加入し、何れにも当てはまらなければ、「住宅物件」として加入することになります。

「一般物件」と「住宅物件」では保険料が異なったり、地震保険に加入する場合の条件にも違いがあります。詳細は、契約されている保険代理店もしくは保険会社に照会下さい。

[■防災企業関係者]

Q4-49 保険契約の判断を誤り、一般物件として加入すべきところを住宅物件のまま、万一火災や事故が発生した場合、保険金は支払われるのでしょうか？

上記の支払い判断に際して、故意に虚偽申告を行ったという事実が無く、契約内容を訂正した上で訂正後の契約において保険対象となる事案であれば、一般的には保険金の支払い対象になります。

[■防災企業関係者]

Q4-50 消防法改正に伴い設置を義務付けられたスプリンクラーの誤操作（誤って、スプリンクラーヘッドに物をぶつけた etc.）で、建物・家財に水濡れ損害が発生した時は火災保険の支払い対象になりますか。

たとえば「個人財産総合保険」（東京海上日動火災社の商品名）でAパターン・Xパターンでの加入契約であれば、スプリンクラーに生じた事故（過失による誤操作など）に伴う水濡れ損害は保険金支払の対象になります。なお、名称は異なりますが、ほとんどの保険会社においても同様の商品があります。但し、スプリンクラー機器の劣化や故障による水濡れ事故については保険金支払の対象になりません。 [■防災企業関係者]

分譲マンションでは管理組合で「マンション総合保険」に加入していることが多いと思われます。こうしたマンション住戸をグループホーム等に賃貸して利用している場合は、水道設備の劣化や故障など維持管理が不十分で発生した事故であっても、水損被害を受けた近隣とのトラブルを避けるため管理組合が加入する保険契約でまかなえることがあります。あらかじめ管理組合に保険特約の支払い条件をよく確認しておくことをお勧めします。 [■建築関係者]

Q4-51 スプリンクラー設置免除の特例を分かりやすく整理できませんか。

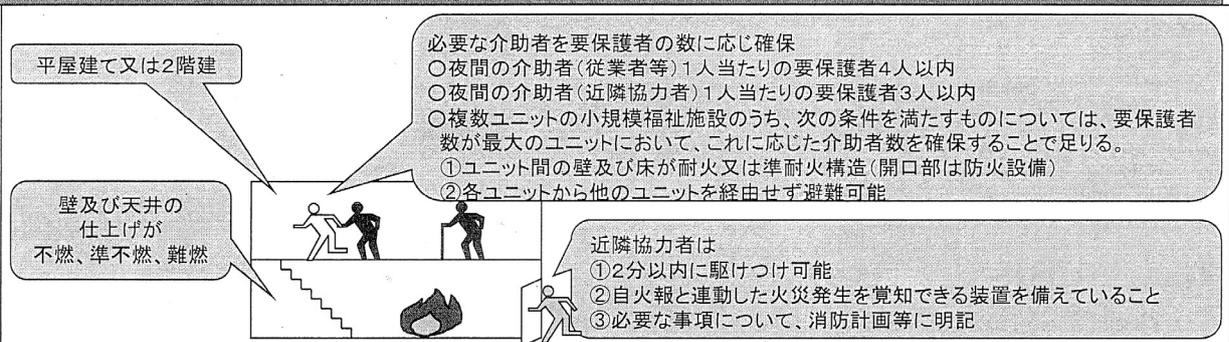
本文の除外規定及び特例による免除規定を整理すると概ね以下のようになります。分かりにくい用語や数式が含まれていますので、最寄りの消防署や建築設計専門家等に問い合わせるのも1つの方法です。 [■建築関係者]

	本文除外規定	特例1	特例2	特例3 (共同住宅に存する場合)	特例4
要件のポイント	延焼防止措置を重視	人的支援による避難誘導等を重視	火災の影響を受けにくい避難経路の確保を重視	自力歩行避難が可能であることを前提とした延焼遅延措置を重視	人的支援による避難時間と延焼時間とのバランス重視
建物階数	—	≤2	≤2	—	要避難時間 ≤ 避難限界時間
1区画の床・壁構造	準耐火構造	—	—	3階以上に存する場合耐火構造	要避難時間 = 避難開始時間 + (Σ 駆付時間) / N + (Σ 準備時間) / N + (Σ 移動時間) / N
避難経路の構造	—	—	直接外部へ到達 または一の居室から防火設備のない開口部を経由せずに外部へ到達	—	N=従業者数+計算上の近隣協力者数
内装	準不燃(一部難燃)以上	難燃以上	難燃以上	難燃以上	または 要避難時間 = 避難訓練の実測値
開口部制限	一の開口面積 ≤ 4㎡、 合計 ≤ 8㎡	—	—	—	避難限界時間 = 基準時間 + 延長時間
開口部構造	防火設備 (煙感連動又は常閉)	—	—	3階以上に存する場合防火設備(屋外に面する場合を除く)	従業者等は1名以上 近隣協力者は自火報信号の移報により覚知
1区画面積等	≤ 100㎡、かつ居室 < 4室	—	—	≤ 100㎡、かつ要保護者 ≤ 4人	
夜間の人員体制	—	要保護者数 ≤ (従業者等 × 4 + 近隣協力者 × 3)	2ユニットで従業者等が1名の時近隣協力者は1名以上	従業者等が確保されている	
その他	—	近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	自立的に歩行避難が可能	

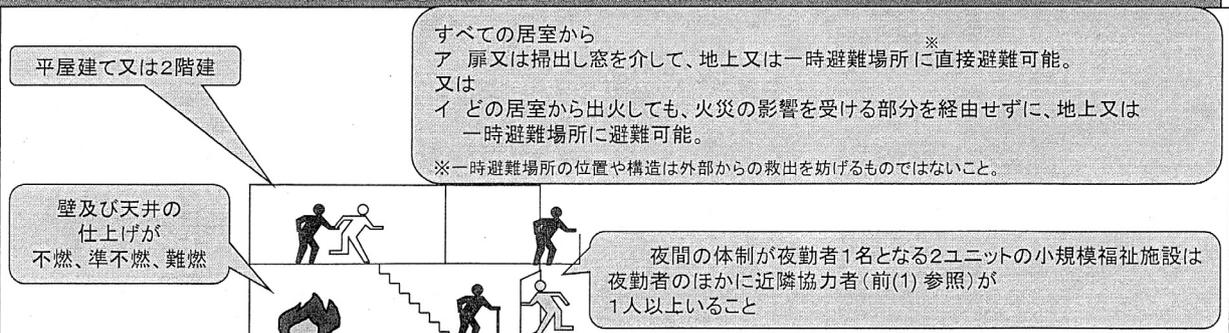
スプリンクラー設備の設置に関する特例 (平成19年6月13日付け消防予第231号)

(消防庁資料1)

(1) 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模福祉施設



(2) 各居室から屋外等に容易に至ることのできる小規模福祉施設



スプリンクラー設備の設置に関する特例 (平成19年6月13日付け消防予第231号)

(消防庁資料 2)

(3) 共同住宅の一部を占有する小規模福祉施設

福祉施設部分の床面積が一区画あたり100㎡以下

小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階にある場合

- ・ 小規模社会福祉施設部分を区画する壁及び床が耐火構造となっていること
- ・ その開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃

火事です!

要保護者の数が一区画あたり4人以下であること。また、すべての要保護者が自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できること。

小規模社会福祉施設に従業者等が確保されていること。

(4) 避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設

判定: 避難所要時間 ≤ 避難限界時間

避難所要時間 = ア 避難開始時間 + イ 移動時間

イ 移動時間 = ① 介助者の施設内かけつけ時間 + ② 介助準備時間 + ③ 要保護者の介助付き移動時間

※ 移動時間は実測値とすることも可能

避難限界時間 = ア 基準時間 + イ 延長時間

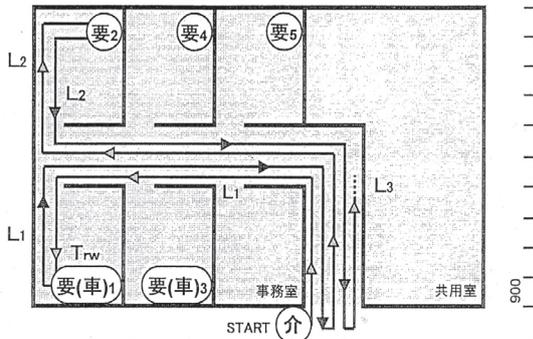
ア 基準時間: 共通2分、内装不燃化(+1~3分)、防災寝具等(+1分)、屋内消火栓設備による初期消火(+1分)

イ 延長時間: 火災室との区画(+1~3分)、蓄煙体積 > 200m³(+1分)

スプリンクラー設備の設置に関する特例 (平成19年6月13日付け消防予第231号)

(消防庁資料 3)

避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設 ~ 計算例 ~



- 延べ面積 : = 121.5 (㎡)
- 介助者の移動速度 : $V_h = 2 \times 60 (m/分) = 120 (m/分)$
- 要保護者の移動速度 : $V_o = 0.5 \times 60 (m/分) = 30 (m/分)$
手つなぎ、腕組み、背負う等により介助する場合
 $V_{o車} = 1.5 \times 60 (m/分) = 90 (m/分)$
 車椅子、ストレッチャー等により介助する場合
- 介助者の数 : $N_h = N_w = 1 (人)$
近隣協力者なし
- 要保護者の数 : $N_o = 5 (人)$
- 車椅子介助 : $N_{ew} = 2 (人)$
- 車椅子準備時間 : $T_{rw} = 30 (秒) = 1 (分)$

避難所要時間 = 避難開始時間 + 移動時間 = 0.37 + 4 = 4.37 (分)

避難開始時間 = $\sqrt{\text{延べ面積} / 30} = \sqrt{121.5 / 30} = 0.37 (分)$

移動時間 = $T_1 + T_2 + T_3 = 0.77 + 1.00 + 2.17 = 4 (分)$

T1: 介助者の施設内かけつけ時間
 $= \{ \sum (\text{介助者の施設内駆けつけ距離} \div \text{介助者の移動速度}) \} \div \text{介助者の数}$
 $= (L_1 \div V_h + L_2 \div V_h + L_3 \div V_h + L_4 \div V_h + L_5 \div V_h) \div N_h$
 $= (20.70 \div 120 + 20.70 \div 120 + 18.00 \div 120 + 18.00 \div 120 + 15.30 \div 120) \div 1$
 $= 0.77 (分)$

T2: 介助準備時間 = (車椅子準備時間 × 車椅子介助対象数) ÷ 介助者の数
 $= (T_{rw} \times N_{ew}) \div N_h = (30 \times 2) \div 1$
 $= 1.00 (分)$

T3: 要保護者の介助付き移動時間
 $= \{ \sum (\text{要保護者の介助つき移動距離} \div \text{要保護者の移動速度}) \} \div \text{介助者の数}$
 $= (L_1 \div V_{o車} + L_2 \div V_o + L_3 \div V_{o車} + L_4 \div V_o + L_5 \div V_o) \div N_h$
 $= (20.70 \div 90 + 20.70 \div 30 + 18.00 \div 90 + 18.00 \div 30 + 15.30 \div 30) \div 1$
 $= 2.23 (分)$

判定

避難限界時間 = 基準時間 + 延長時間 = 2 + ...

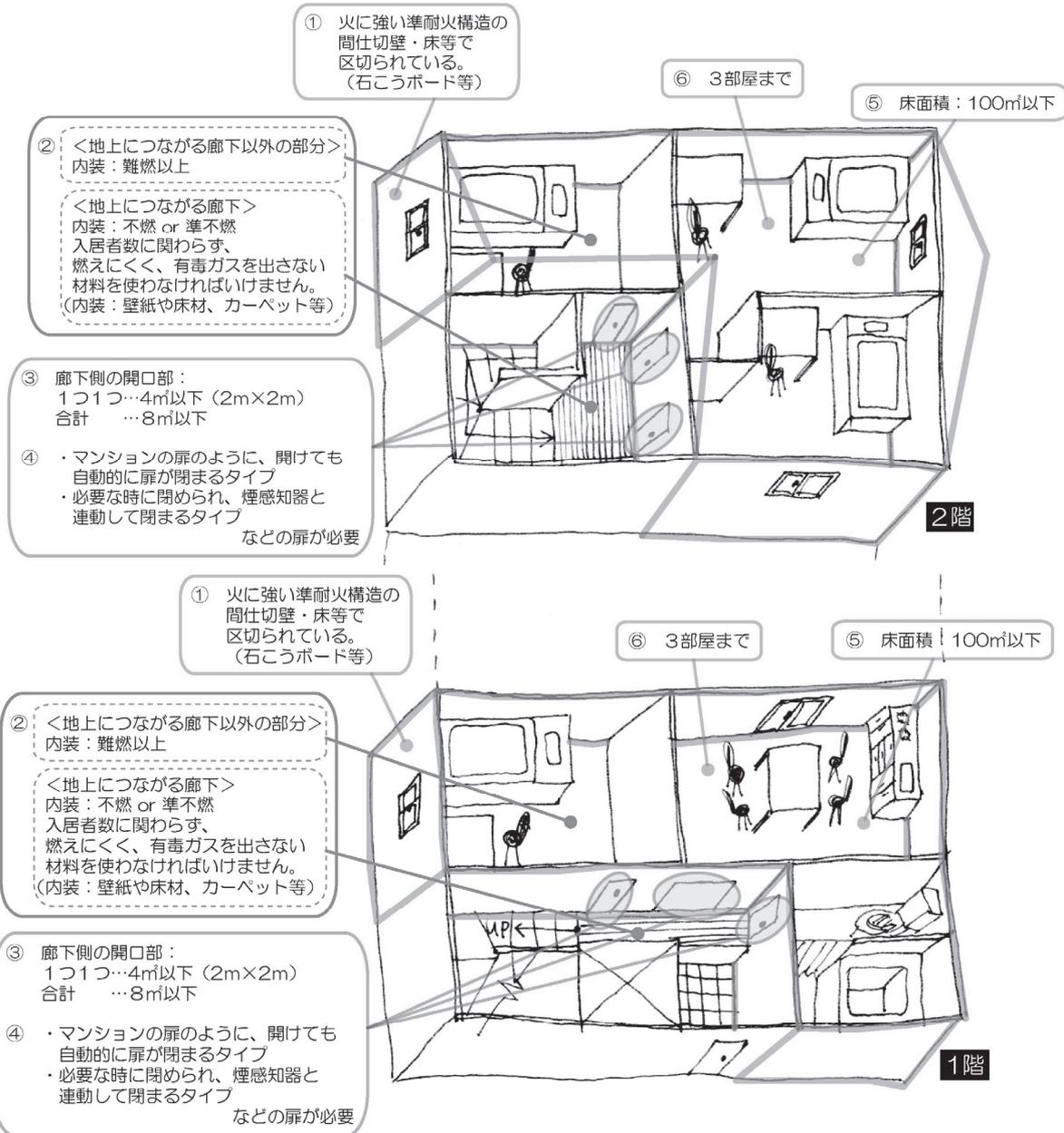
基準時間

算定項目	基準時間	
共通	2分	
加算条件	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 不燃材料	3分
	準不燃材料	2分
	難燃材料	1分
寝具・布張り家具の防火性能の確保	1分	
初期消火 (屋内消火栓設備によるもの)	1分	

延長時間

算定項目	基準時間	
火災室からの区画の形成	防火区画	2分
	不燃化区画	3分
	上記以外の区画	2分
当該室等の床面積 × (床面から天井までの高さ - 1.8m) ≥ 200㎡	1分	

本文除外) 防火区画タイプ



以下を全て満たすこと。

- ①床・壁等が準耐火構造 (1区画ごと)
- ②内装が、
 - ・地上につながる廊下…不燃 or 準不燃
 - ・その他の部分…難燃
- ③開口部が、
 - ・1つ1つは4㎡以下
 - ・合計は8㎡以下
- ④扉が、以下のいずれかである事
 - ・随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの
 - ・随時閉鎖できて煙感知器と連動して閉まるもの
- ⑤床面積が100㎡以下 (1区画ごと)
- ⑥3部屋まで (1区画ごと)

上記区画にて、建物全体もしくは、(6) 項口に該当する部分を全て区画すること。

図3. スプリンクラー免除規定 (本文除外)

特例1) 避難介助力強化タイプ

 <p>入居者 ●入居者のうち、以下にあてはまる者 老人…要介護3以上 乳児・幼児・身体障害者、 知的障害者…程度区分4以上</p>	 <p>世話人 夜勤・宿直職員、 住込み管理者 等</p>	 <p>近隣の人 併設施設職員、 近隣住民、 警備会社 等 ※2分以内に駆けつけ</p>
--	---	--

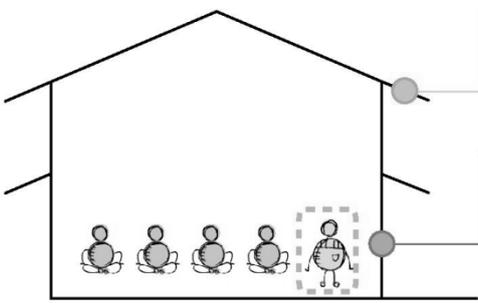
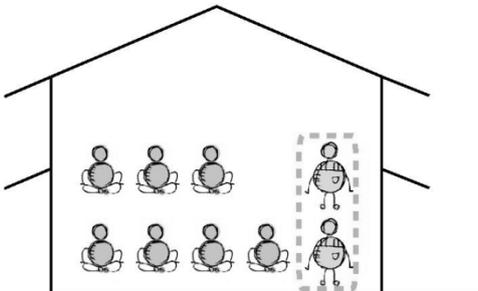
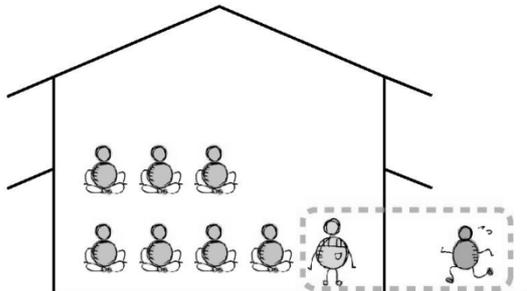
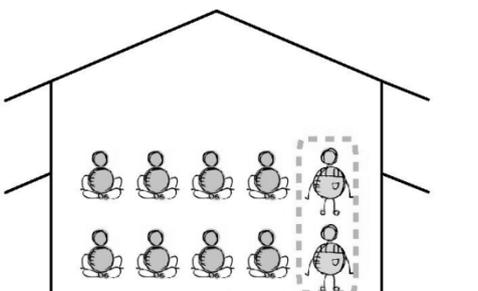
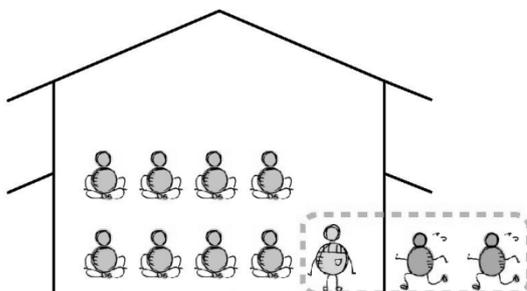
③ 避難介助者数		
入居者数	世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着
4人		<p>① 平屋建てor2階建て</p> <p>② 内装：難燃以上 入居者数に関わらず、 燃えにくく、有毒ガスを出さない 材料を使わなければいけません。 (内装：壁紙や床材、カーペット等)</p>
5人 ～ 7人	 <p>(入居者7人のケースを表示)</p>	 <p>(入居者7人のケースを表示)</p>
8人		

図4-1. スプリンクラー免除規定 (特例1)

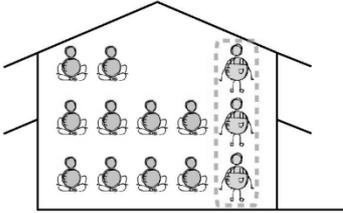
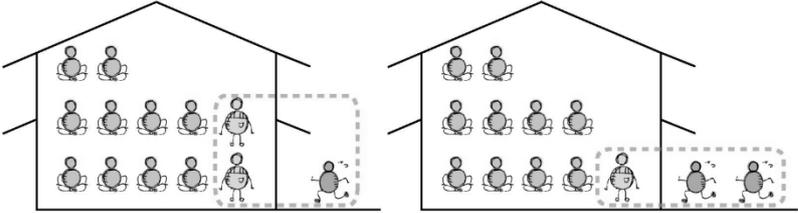
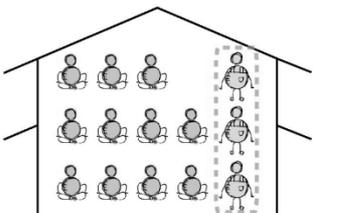
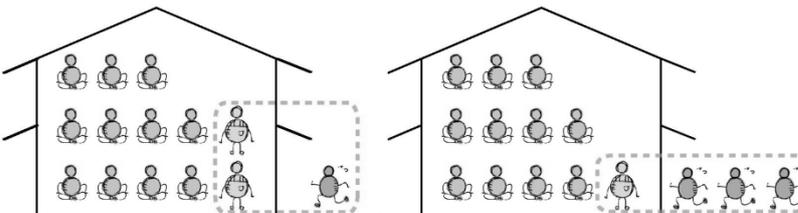
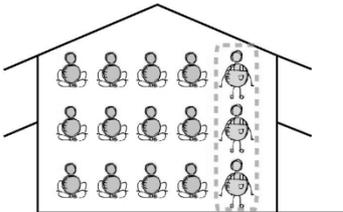
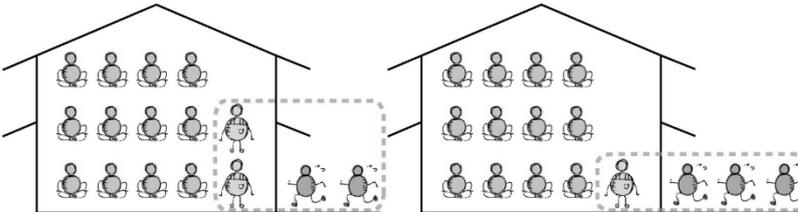
		③ 避難介助者数	
入居者数	世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着	
9人 ～ 10人	 <p>(入居者10人のケースを表示)</p>	 <p>(入居者10人のケースを表示)</p>	
11人			
12人			

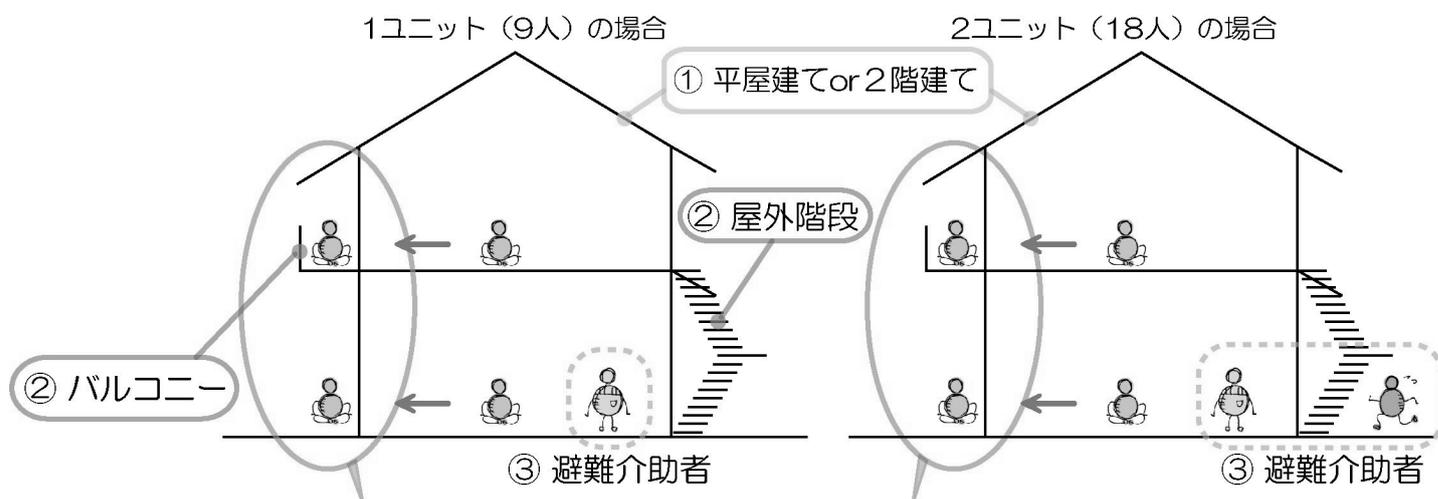
図4-2. スプリンクラー免除規定（特例1）

以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②内装が難燃以上
(不燃・準不燃・難燃)
- ③図のような介助者数が確保出来る事
(例. 4～12人の場合)

特例2) 一時避難場所の確保+避難介助カタイプ

(例. 1~2ユニットの場合)



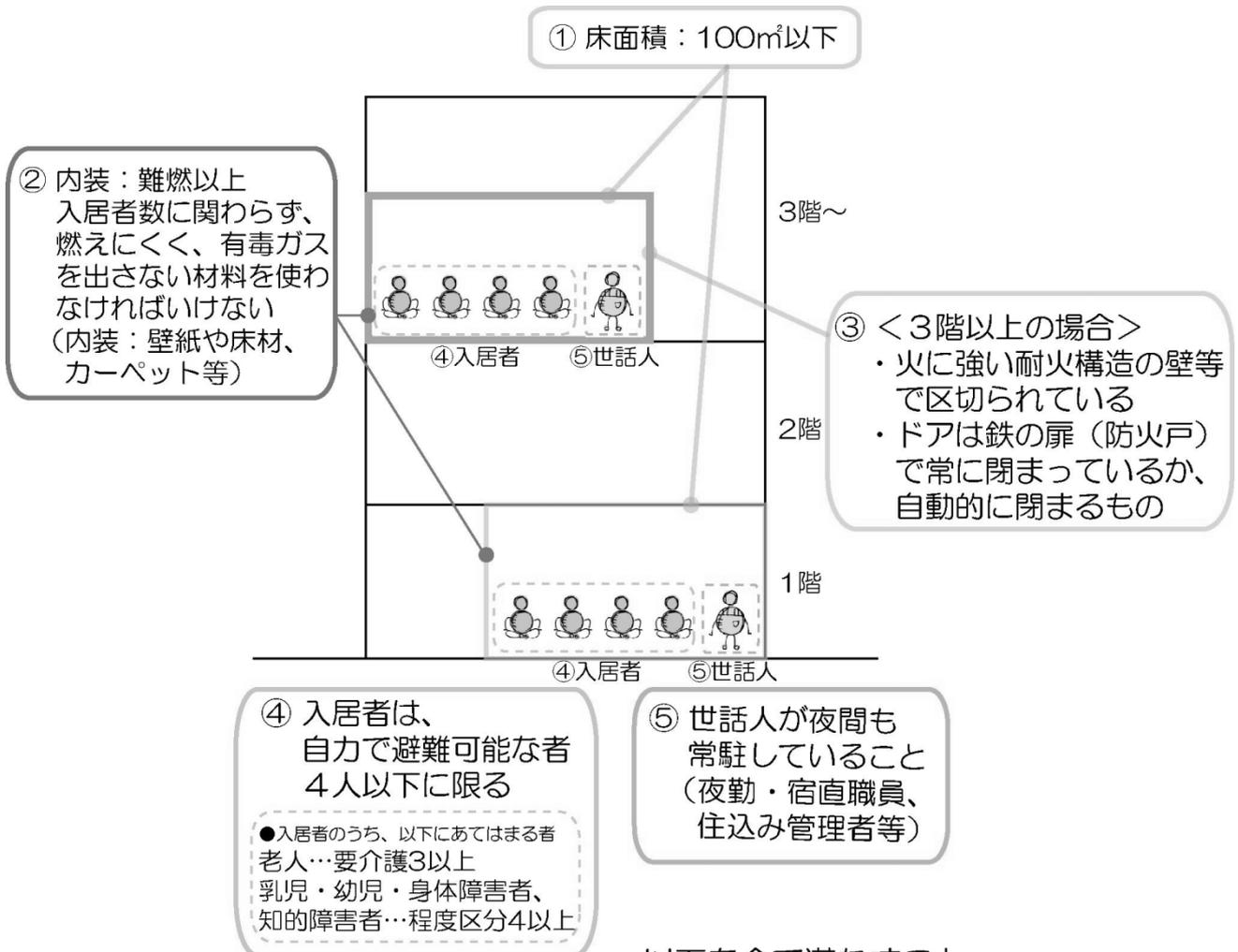
- ・ 部屋から直接地上や一時避難場所に出れないといけない
- ・ 火災のあった部屋の前を通らずに移動できないといけない
- ・ 外から救助できるところがないといけない
(川や崖に面していない、近くの建物が救助を妨げない)

以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②全ての部屋に、
地上か一時避難場所への通路がある事
(バルコニー、屋外階段等)
- ③図のような介助者数が
確保出来る事
(例. 1~2ユニットの場合)

特例3) 自立避難者向けタイプ

＜共同住宅で小規模福祉施設を運営している場合＞



以下を全て満たすこと。

- ①床面積が100㎡以下(1区画ごと)
- ②内装が難燃以上
(不燃・準不燃・難燃)
- ③3階以上の場合、
 - ・区画(壁・床)を耐火構造
 - ・開口部(階段・廊下)に防火設備
(常時閉鎖式 or 自動閉鎖式)
- ④入居者：4人まで(1区画ごと)
自力避難可能
(※入居者の内、以下にあてはまる者
老人…要介護3以上
乳児・幼児・身体障害者、
知的障害者…障害程度区分4以上)
- ⑤従業者数が確保されている

特例4) 避難時間による検証

特例1) ~3) に当てはまらない場合

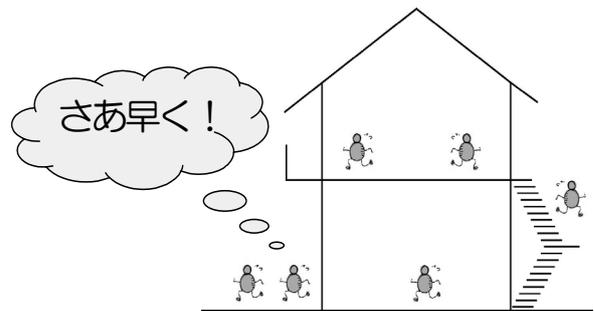
入居者が避難する時間を以下の方法で求めます。
すばやく避難できれば、特例によりSP免除可。

$$\text{避難所要時間} \leq \text{避難限界時間}$$

特例4) -1 避難計算による検証
計算で求めた避難所要時間が、避難限界時間以下であれば特例を使えます。

特例4) -2 実測値による検証
実際の避難訓練で避難限界時間以内に全員が逃げられれば特例を使えます。

図7. スプリンクラー免除規定 (特例4)



⑤ 設備費助成について

Q5-1 障害者グループホーム、ケアホームについて、消防法施行令改正にともなって義務化される消防設備にかかる費用の国の補助制度はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものがあるか教えてください。

障害者グループホーム、ケアホームの消防設備に係る国の補助制度は以下のとおりです。

なお、補助対象となる消防設備は、施設と一体的に整備されるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等です。

(1) 社会福祉施設等施設整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人等 (NPO 法人は対象外)

対象施設 : 自己所有物件

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 4 事業者 1 / 4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

(2) 障害者就労訓練設備等整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 賃貸物件 (NPO 法人に限り自己所有物件も対象)

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 4 事業者 1 / 4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

※原則として上記 (1) 又は (2) の事業によりますが、各都道府県の判断により以下の事業の活用もできることとしています。

○障害者自立支援基盤整備事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 自己所有物件及び賃貸物件

補助基準額 : 200 万円以内

補助割合 : 10 / 10

申請先 : 都道府県

[■厚生労働省]

平成 21 年度以降の補助制度の継続については、現在検討中です。今後の情報につきましては、日本グループホーム学会ホームページを参照してください。 [http:// www.gh-gakkai.com/index.html](http://www.gh-gakkai.com/index.html)

Q5-2 障害者グループホームの消防設備の国の補助制度は誰が申請し、受給できるのでしょうか。大家さんが設備を設置する場合でも助成されますか。

障害者グループホームを行う事業者からの申請に基づき、当該事業者に対し補助することとなります。

[■厚生労働省]

Q5-3 国の補助制度は、6項（ハ）では義務化されていない消防設備であっても、助成対象となるでしょうか。

原則として義務化される消防設備の整備に限り、補助対象となります。

[■厚生労働省]

Q5-4 自治体によっては、建築基準法上「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更を求めています。用途変更とそれに伴う改修を求められた場合、改修にかかる費用は助成されるのですか。

「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更は、Q1-11 や Q2-6 などに記載されているように、かなり大掛かりな改修が必要となることが予想されるだけでなく、敷地や道路状況等によっては、その建物を用途変更すること自体が成り立たない場合もあります。

このような状況になれば、グループホームを設置することに多大な影響をもたらすこととなりますので、基本的に用途変更を求められてすぐに対応できる問題ではないと思います。その対応方法については、自治体とも十分な協議をしていくことが必要になると考えています。

日本グループホーム学会としては、早急にこの問題に関する見解をまとめるつもりですので、用途変更を求められた場合には、まず各自治体の福祉部局と話し合いながら進めることが必要だと思えます。

[■日本グループホーム学会]

⑥ 建物契約・改修等をめぐる問題について

Q6-1 設備設置後に賃貸契約を解約した場合、現状回復費用の国の補助はありますか。

原状回復費用に対する国の補助制度はありません。

[■厚生労働省]

Q6-2 法改正が新規入居や既存のホームの追い出しを巡るトラブルに発展しないか心配です。

現在、消防庁で自動火災警報装置設置についての特例を検討しており、一番心配だったマンションの中にグループホームが存在する場合、他の家まで自動火災警報装置をつけなければならなくなることは、避けられる見通しが出てきました。

課題はたくさんありますが、障害のある人たちの地域での暮らしを確たるものにするためにも、家を失うようなことは絶対にあってはならないことです。障害のある人たちが地域の中で、普通の家屋を使用して、しかも安全な暮らしが得られるように、関係各省庁と共同して、このようなトラブルにならないように取り組んでいきたいと思えます。

[■日本グループホーム学会]

7 その他

Q7-1 福祉分野で地域の住まいとされているグループホームを今さら施設と呼ぶのは納得がいきません。

グループホームは障害のある人たちが生活する住まいです。

障害者施策は、ノーマライゼーションの考え方に則って、障害者だけが特別な場所で暮らすのではなく、普通の人たちと同じような普通の暮らしを営むという流れに変化しているのに、今回の消防法の改正はこれに逆行している。

火災を防止し、安全な暮らしを求めることに違いはありませんが、それは、障害者だけ特別にということではなく、国民全体が火災から身を守り、安全に暮らせるようになるということの一環として、障害者も安全に暮らせるようになることを望むものです。

住宅の火災を減らす為に住宅用火災警報装置を義務化したのだから、その流れの先に住宅としてのグループホームがあり、グループホームの特性に合わせて全体に警報が鳴るようにすればいいのではないか。

とりあえずは改正による混乱が起きないように対応策が必要ではあるが、今後の課題として、逆行している方向性を正しくしていくことが必要だと思います。

[■福祉関係者]

Q7-2 住宅用火災警報器の普及をなぜ米国並みにもっと強力で推進しないのですか。

消防法の規定に基づき、平成 23 年 6 月 1 日までに一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、現在、各市町村の消防等が設置指導を行っております。(消防庁の調査によると、平成 20 年 6 月現在、全国の推計普及率は 35.6%)

なお、さらに設置普及を推進するため、各種キャンペーンや共同購入の制度や構築、自治会・町内会への働きかけなどを強化しています。

[■行政関係者]

その通りです。住宅用火災警報器の普及により大幅に火災危険が軽減できることが実証されているのだから、その普及に力を尽くすべきです。これによって、障害者や高齢者も火災の危険から救われることも多くなると思います。

[■福祉関係者]

【参考資料】 消防法改正前後における消防用設備等設置規定の比較

表 1 現行の消防法施行令別表第一(6)項口から改正後の(6)項口へ変更の場合

(障害程度区分4以上が8割を超える建物の場合)

	代替措置	既存建物の 猶予期間	比較的障害の重い方が入居されている場合 (区分4以上が8割を超える)	
			<現行の区分> (6)項口	<改正後の区分> (6)項口
防火管理者の選任・消防計画の作成	—	—	収容人数	30人以上 10人以上
消防機関の検査	—	H22.3.31迄 (1年間)	延べ面積	300㎡以上 すべて
消火器	—			150㎡以上 すべて
スプリンクラー設備	特定施設水道連結型スプリンクラー	H24.3.31迄 (3年間)	延べ面積	1000㎡以上 ^(注2) ※1000㎡未満で防火区画 ^(注5) がある場合は除く
自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備(連動型警報機能付感知器)			300㎡以上 すべて
消防機関へ通報する火災報知設備	特定火災通報装置			500㎡以上
避難器具	—	—	収容人員	20人以上 ^(注3)
非常警報器具	—	—		20人以上50人未満
非常警報設備	—	—	50人以上	変更なし
誘導灯	—	—	すべて	
漏電火災警報器 ^(注1)	—	—	延べ面積 300㎡以上	
屋内消火栓設備	—	—	700㎡以上 ^(注4)	
防災物品の使用	—	—	すべて	

注1：壁、床、天井をラスモルタルとし、下地が不燃・準不燃でないもの

注2：自力避難困難者の入所するもの

注3：2階以上の階又は地階で。なお、下階に飲食店、店舗、作業所などがある場合は10人以上

注4：耐火構造・内装難燃材料：2100㎡以上、耐火構造又は準耐火構造・内装難燃材料：1400㎡以上

注5：ここで防火区画とは、以下の全ての項目を満たす必要があります。

- ①床・壁等が準耐火構造(1区画ごと)
- ②内装
 - ・地上につながる廊下…不燃 or 準不燃
 - ・その他の部分…難燃
- ③開口部
 - ・1つ1つは4㎡以下
 - ・合計は8㎡以下
- ④扉が、以下のいずれかであること
 - ・随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの
 - ・随時閉鎖できて煙感知器と連動して閉まるもの
- ⑤床面積が100㎡以下(1区画ごと)
- ⑥3部屋まで(1区画ごと)

表2 現行の消防法施行令別表第一(5)項口から改正後の(6)項ハへ変更の場合

(障害程度区分4以上が8割を超えない建物の場合)

	代替措置	既存建物の 猶予期間	比較的障害の軽い方が入居されている場合 (区分4以上が8割を超えない)			
			<現行の区分> (5)項口	<改正後の区分> (6)項ハ		
防火管理者の選任・消防 計画の作成	—	—	収容人数	50人以上	30人以上	
消防機関の検査	—	—	延べ面積	300㎡以上 ^(注2)	300㎡以上	
消火器	—	H22.3.31 迄 (1年間)		150㎡以上	変更なし	
スプリンクラー設備	特定施設水道 連結型スプリ ンクラー	H24.3.31 迄 (3年間)		—	1000㎡以上 ^(注3)	
自動火災報知設備	特定小規模施 設用自動火災 報知設備(連 動型警報機能 付感知器)			500㎡以上	300㎡以上	
消防機関へ通報する 火災報知設備	特定火災通報 装置			1000㎡以上	500㎡以上	
避難器具	—			30人以上 ^(注4)	20人以上 ^(注4)	
非常警報器具	—	—		収容人員	—	20人以上50人未 満
非常警報設備	—	—		50人以上	変更なし	
誘導灯	—	—		すべて		
漏電火災警報器 ^(注1)	—	—		延べ面積	150㎡以上	300㎡以上
屋内消火栓設備	—	—	700㎡以上 ^(注5)		変更なし	
防災物品の使用	—	—	—	—	すべて	

注1：壁、床、天井をラスモルタルとし、下地が不燃・準不燃でないもの

注2：その内、消防長又は消防署長が必要と指定するもの

注3：自力避難困難者の入所するもの

注4：2階以上の階又は地階で。なお、下階に飲食店、店舗、作業所などがある場合は10人以上

注5：耐火構造・内装難燃材料：2100㎡以上、耐火構造又は準耐火構造・内装難燃材料：1400㎡以上

表 3 消防法施行令別表第 1（現行）

(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設および児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。） を行う施設又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項、第 48 条若しくは第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者を収容するものに限る。）、障害者自立支援法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設
	ハ	幼稚園又は特別支援学校

表 4 改正消防法施行令別表第 1（平成 19 年 6 月 13 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行）

(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項若しくは第 6 項に規定する老人短期入所事業若しくは 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは 共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項若しくは第 5 項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第 2 条第 6 項から第 8 項まで、第 10 項若しくは第 13 項から第 16 項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、 共同生活介護 、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは 共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 入会方法などのご案内

事務局連絡先

入会、退会、住所変更、各種問い合わせ、メーリングリスト登録申し込み、メーリングリストのアドレス変更については、下記までお願いします。

【学会事務局】

TEL/FAX : 042-344-1889

E-mail : info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp

住所 : 〒187-8570 小平市小川町1-830

白梅学園短期大学 堀江研究室

* 電話対応は常駐しておりませんので、できるだけFAXか郵送、電子メールでご連絡ください。

入会・退会の流れ

入会申し込みの際には、「日本グループホーム学会入会希望」と明記の上、氏名、郵便番号、住所、所属、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入して事務局までお申し込みください。

なお、会員専用メーリングリストへの登録も希望する方は、「メーリングリスト登録希望」と明記してください。(会員登録せずにメーリングリストのみ登録することはできません。)

新規入会、退会の手続きは、登録されるまでに申し込みから1~2ヶ月かかることもありますので、ご了承ください。

入会・退会手続きが完了した旨の通知はいたしません。会費振込みの際の郵便振替受領書を領収書に代えさせていただきますので、保存をお願いします。入会登録された後に、季刊誌「季刊グループホーム」をお送りしますので、お待ちくださいますようお願いいたします。どの時期の入会でも年会費は同じですが、当該年度に発行した機関誌のバックナンバーで在庫があるものを全てお送りします。

なお、会員は個人のみです。団体名での会員登録はできません。

会費の納入についてのお願い

年会費3,000円は、郵便局の下記の口座にお振り込みくださいますようお願いいたします。また、障害をお持ちのご本人の会費は1000円です。この「本人会費」は、学会における本人活動等への参加促進のために特別に設定しており、障害のある当事者のみを対象としておりますのでご注意ください。

なお、団体名での振り込みでは、納入者が確定できませんので、必ず会員登録している個人名で振り込んでくださいますようお願いいたします。(団体名での会員登録はできません。)

振替口座名 日本グループホーム学会

記号番号 00130-3-463094

寄付についても上記の口座にて常時受け付けております。

(通信欄に寄付〇〇円と明記してください)



入会申込 FAX: 042-344-1889

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
入会申込書

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名	
住 所	〒
電 話	
F A X	
E-mail	メーリングリストに 参加する ・ しない
所 属	
会員区分	一般 ・ 障害のある本人

○日本グループホーム学会 「防災ユニット」

室津滋樹（日本グループホーム学会 代表）
大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻 准教授）
鈴木義弘（大分大学工学部福祉環境工学科 准教授）
堀江まゆみ（白梅学園大学 教授、日本グループホーム学会 事務局長）
簗手麻由美（神戸大学大学院工学研究科博士前期課程）
村尾 朗（社会福祉法人 県央福祉会）
室津茂美（横浜市グループホーム連絡会）
夏目幸子（NPO 法人 住まい・まち研究会）
古川容子（(財)日本建築センター）
中出 聡（㈱昭和設計）
栩木保匡（㈱ニチイケアネット）
石坂耕一（㈱モリタ）
鈴木慎二（㈱モリタユージー）
福本仁也（東京海上日動火災保険株式会社）
辻本光雄（㈱総合警備保障）
香西雅文（㈱総合警備保障）
田口一彦（㈱総合警備保障）
三浦 学（㈱総合警備保障）
村田正徳（㈱総合警備保障）

*なお、本書の編集にあたり、消防庁、厚生労働省、横浜市安全管理局、神戸市消防局、芦屋市消防本部の方々には貴重な資料提供の他、ご意見やご助言をいただきましたことを深く感謝いたします。

グループホームの防火対策 Q&A 第2版 ～現場からの疑問に答えます～
厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

○発行日 平成21年1月31日

○発行者 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

○事務局 白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付

FAX042-344-1889 E-mail: info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp

○本書の問い合わせは防災ユニット専用アドレス

info-bosai-gh@shiraume.ac.jp をお願いします。

○日本グループホーム学会HP

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>